

○森山委員 さきの労働大臣の総評、労働代表の会見の経過といひ、また伝えられる労働第三波の決行の問題といひ、現在労働組合の内部に弾圧法反対闘争の一翼として、労働法の今回の改正が改悪であるといひ強い反対があるのではありませんか。この改悪であるといひ強い反対を労働大臣はどう見ておられるか、伺いたい。

○吉武閣議大臣 私は組合側が一応それに対して反対される気持はわからぬでもございせん。しかしながら日本の終戦後の組合のあり方につきましては、総同盟はそうではございせんけれども、とかくまだ案の内容が出ないうちから、組合、労働法といふものが非常に改悪されて、弾圧されているかのような印象を與えて、一般労働大衆にアッピールするきらいがあるのではありません。それは終戦直後にいゆる三月闘争といふものが行われた。これは主として全通の土橋君がリーダー・シップをとりましてやつたことであります。そのときも政府がまだどういふ案をつくるかといふことも言わないうちから、労働法反対といふことを旗にするしに揚げまして、そうしてスト計画を立ててやるという、そういうきらいがあるのではありません。でありますから、過日私が総評の幹部に会いましたときに、それを引用いたして忠告を與えたのであります。総評も、まだ政府がどういふことを考へるというともいつていない、法令諮問委員会に諮問をいたしておるときから、すでに労働法の改悪をするのだ、これには絶対反対であるといつて闘争目標を掲げて、そうして大衆をひびつて来たきらいがある。破防法についても同様である。

ある。破防法も御承知のように中をこらんにしますと、組合側の心配される点もそれはございせん。昨日も熊本さんがお話しになりましたように、かつての治安維持法その他の点も考慮するならば、運用の面について一応心配される点がございせんが、案の内容をこらんにすれば、これが健全なる労働組合を弾圧する法規でないことは明瞭であります。しかも今日の世相においてひんびんとして起るところの極端なる暴力行為、これが単に個人の犯罪ではなくして、その背後に団体的なものであるといふことも世間周知であります。そういうものを放置することを一体国民が希望するか、国民の大多数の人はそれを非常に憂慮している、何とかひとつ政府はこれを防止してもらいたいといふのが、日本国民のほとんど多数の希望ではないか、それにわれわれはこたえて今回破防法を出しているわけでございます。労働三法の改正につきましても、これは過日私から説明申し上げましたように、その大半というものは、今日国家あるいは地方団体に於ける現業職員の団体交渉権を復活しようという努力であります。これを何も改悪だといふところがどこにあるかと私は言いたいのではありません。過半はその問題がある。もう一つ組合が反対される点は、いわゆる緊急調整の点であらうと思ふのですが、この緊急調整も、昨日も私はどなたにもお答えをいたしましたように、一定期間争議が制限されるという点は、組合としてもいやなところでありまして、う。しかしながら争議をすれば必ず勝てると思つたものではないのであります。また特に公益事業などになりま

すると、そう簡単にもできないのであります。でありますから、そういう国民生活に重大な障害を與える場合に、政府としてはそれはお互いの争議であるから、ほつておいて知らぬ顔をするのではありません。今日国民が承知しないのでありますから、そういうときには一時争議をやつて、合理的な機関で解決をはかることは、労働者に必ずしも不利な解決になるはずはないのであります。そういう公正な機関には労働大臣も入つていられるのでありますから、あるいは労働者の言いが全部百パーセント通らないかもしれせんが、労働者に不利な決定が行われるという点では、そういう中央労働委員会といふものを、労働者代表は信頼するはずはないのであります。今日はしばしば行われる争議も、中労委等の調停によつて解決した例もあることでありますから、こういう合理的な機関でできるだけ解決をして行くという努力をはかることは、私は日本の今日の自立経済の必要なきに当然ではないか、しかも日本ばかりがこれをやつていい、ということになれば、日本はまた後退するのかもしれない印象を與えるかも知れませんが、現にアメリカでは八十日間もとめてその努力を拂つてゐる。しかもアメリカと日本と比べると、労働事情から申しましても、また経済事情から申しましても、その必要はアメリカ以上でありますから、その点はただ表に現れた形式的な文字だけをみて、そうして労働大衆をひびつてストライキに入らせる、ストライキに入ればその間賃金はもらえないのであります。多数の労働者に一日の賃金を棒にふるというふうなことは、組合の指導者、幹部としては相当考慮になつてしるべきではないか、かように存している次第であります。

○森山委員 労働大臣は労働組合側の改悪といふことは、大体その内容もわからぬで言ひの、また緊急調整は意見を異にするかもしれないが、おれの方に言ひ分があるというお話です。しかし労働大臣がどうもお話になろうとも、あくまでも労働組合の多くが改悪反対で一貫して来ている現在の労働運動自体について、一体どうお考えになつていらっしゃるか伺いたい。

○吉武閣議大臣 これは森山さんの日ごろのお説のように、総評は政治的偏向のきらいがあるというお言葉も、私は全然ないではないと思つております。今日の総評のあり方は、多分に政治的なものにおいがあると思つております。しかしこれは労働組合がだんだんと発展をして行く途上でございまして、総同盟は長い歴史を持つておりますから、そう簡単にそういう動きもいたしませんけれども、総評は何といつても戦後に生れた組合でございまして、その点はまだだん／＼と固まつて行く途中であります。でありますから、多少政治的なものによつて動かされるきらいは多分にあります。これは先ほどもお話ししましたように、やはり労働組合といふものは労働者の労働条件を目的としたもので、政治的な団体ではないのでありますから、政治に走り、そのために労働大衆をひびつて行く、そして労働者に少なからざる犠牲を拂わせるということは、指導者の方はよほど考へてはし、こういうふうな考へております。

○森山委員 大臣は私がかね／＼指摘しておるところの総評の政治的偏向を認められた。この問題については本委員会でも私は数回大臣に質問をした。大体大臣はそういう偏向があることを前々から指摘して、組合に反省を求めるといふ率直な態度をとらないで、いかにも政治家ぶつて健全だ／＼／＼／＼／＼ことを言つておる。そのうちに労働スト一波、二波が起り、メーデーの暴動事件を起すといふことになつておる。しかし今日私の言ひたいのは、そういうことではない。もちろん総評には政治的な偏向がある。おそらくこれはこのまま進めば自滅するであらうと私は思つておる。しかしあくまでも改悪反対で一貫して来る現在の労働運動自体について、少し労働大臣に反省が足りないと思ふ。あなたは責任をあくまでも総評に負わしておる。総評の政治的偏向に負わしておる。もと／＼彼らは階級的な社会観を根柢に持つて考へておるのだから、いわゆる保守政党的なところの自由党吉田内閣に対して好意を持たないのはもちろんです。しかしそれだけではない。現在の自由党の労働政策といふものに対して、根本的に不満があるからではないかと私は思ふのですが、いかがでしょう。

○吉武閣議大臣 私は自由党の労働政策に不満があるとは思つております。先般来も申しましたように、私は終戦後ほとんど労働関係に従事して参つてつたのであります。私は世間にはばかるところなく、労働問題に対しては誠意をもつて対処して来たと思ひます。ただそれを信頼されないことは遺憾でございせんが、私自身は決してそれを偽りを言つておるつもりはな

いのであります。ただ現在の労働組合には先ほど来御指摘になりましたように、政治的なものが強いのであります。たとえは再軍備反対であるとか、あるいは條約反対であるとか、これも一国民としてそういう政治に対する見解を持たれることは、私は自由であると思ひます。それはどういふ見解を持たれようとかいひません。けれどもそれに対してのやり方は、民主政治下においては、民主的な方法でなければならぬ。おれたちは條約に反対である。再軍備に反対である。それがためにおれたちはストライキでやるのだといふことは、それはもう議會政治の否認になります。でありますから自由党の労働政策に反対して、現在労働組合がいろいろな行動をされておりますが、いろいろな政治的見解を持たれて、そのもとにいろいろな行動をされておる。無意味にストライキをやられるとはもちろん考えておりませんが、しかしながらいかに政治的見解を具にして、やり方がある。それをストライキでやるということは、これは決して民主政治の上に許されない、かように私は考えております。

○島田委員長 今法務總裁が見えまして、労働大臣は予算案にすぐ行かなければならぬ關係上、法務總裁に先に質疑してくだされ。

○森山委員 それでは法務總裁がおいでになりましたので伺いたいと思ひます。この際お伺ひたいことは、ゼネスト禁止を含む非常事態処理法案の構想をお持ちになつておられるかどうか、それから本国会提出の御意思があるかどうかを明確にお話願ひたい。なぜかと申しますと、今回の労働法の

改正を見ますと、緊急調整という事項がございます。御承知の通り四月の上旬はからずと発表された労働省の試案によりまして、總理大臣のさしとめ命令で令權まで含めておつた。ところが今回は總理大臣のさしとめ命令は抜いておられます。しかし緊急調整は残つておる。私どもの見解からすれば、緊急調整などをやらなくても、現行法に若干の修正を加えれば、同じような効果を上げ得るという見解を持ち、従つてこの緊急調整を認めるか認めないかにつては、治安対策としてゼネスト禁止を含む非常事態処理法案というような構想を政府として持つておられるかどうかといふことが、きわめて重要なことであります。ところで労働大臣にこゝろを聞いても、おそろく考へておられますとかなんとかお茶を濁されてしまふ。一つにはこれは主務大臣が違ひである。法務總裁においでを願つたのは、主務大臣としてゼネスト禁止を含む非常事態処理法案の構想をお持ちかどうか、本国会に提出の考へがあるかどうか、これを聞くため、これをはつきりここで話願ひなれば、われ／＼は労働法の審議を一步も進めることはできないのであります。その点を明確に願ひたいと思ふ。

○木村國務大臣 お答えいたします。御承知の通りゼネストにも二通りあると私は思ふ。いわゆる経営ストと政治ストといふのがあります。経営ストの方はできるだけ労働関係調整法等によつてやらせて行くべきものであると私は考へております。しかしそれがまともならず、その結果国民経済が危殆に瀕し、国民の生活に非常な危害を及ぼす

よりなものである場合には、そういうことは考慮しなければならぬと考へております。政治ストは御承知の通りわれ／＼は、労働法上許すべからざるものであると考へておる。その結果これも同じく国民経済が重大なる危殆に瀕するといふことでは、政府としても治安維持上これを放置することはできないのであります。これに対する処置は考へなければならぬと考へております。そこで今お尋ねの非常事態と申しますか、そういう場合についての立法について何か考へておるかといふことでございしますが、実はわれ／＼もこれに対する法案の立案にとりかからなくてはならぬと考へております。考へておりますが、まだ結論に至つていないのです。これははつきり申し上げます。結論に至つておりません。しかし各種の情勢を見まして、早急に立案をいたす準備はしなければならぬと考へております。

○森山委員 法務總裁の御見解によれば、ゼネストに二種類ある。経営ストと政治ストといふような御分類をなさつた。いづれにいたしましても、これが国民生活に重大な損害を與えるといふようなことになれば、これは取締らなければならぬ、こゝろをお話であります。そういうふうな考へをお持ちであるならば、少くも労働法上において緊急調整といふことで、事実ストライキ禁止にひとしいようなことをやつておるのであるが、治安上これをやるかやらぬかといふことはきまつていないといふのは、どういふことですか。おやりになるつもりがあるのですか。ただ考へておることでは話になりません。労働法審議に必要なことであ

るから、あなたがこゝで明確な態度を示してもらいたい。これは労働大臣に話しても明快な御答弁が得られないのであります。

○木村國務大臣 今私が申しました通り、私は出さなければならぬと考へております。しかしこれはいろいろの情勢のもとにおいて、内閣できめなくてはならぬことであります。今の私の立場といたしましては、立案を準備しておるという程度であります。

○森山委員 はなはだくだいようであります。今国会においてこれを御提案になれるような見込みでありますか。

○木村國務大臣 できることではあれば出したいと考へております。しかし各種の情勢その他を考へまして、最後の結論にまだ到達いたしておりません。

○森山委員 われ／＼議員の立場から見ますと、特に労働関係の議員の立場から見ますと、日本國憲法の建前から、できるだけこれらの団体行動権といふものは広く認めるということが、正しいやり方であると思へております。もしそれが国民生活に重大な影響を及ぼすようなものがあれば、治安上の問題になる。治安上の問題について、治安対策としてゼネスト禁止の法律ができるならば、労働法におけるこの対策といふのは、もう少し軽減されていふじやないかという観点が出て参ります。法務總裁はそれについていかがお考えか。特に、今回の緊急調整の條文をお読みになつたと御見解をお持ちになるか。屋上屋を重ねるようなことにならないか、お伺ひいたします。

○木村國務大臣 私は展上展を重なるものとは考へておりません。労働法規上、緊急調整はやむを得ざるものと考へております。国民経済が危殆に瀕し、国民生活を不安に陥れるようなゼネストであれば、治安の面から見て法的処置を講じなければならぬ、こゝろ考へております。

○森山委員 法務總裁はそれでよろしゅうございします。

労働大臣に伺ひます。ただいま法務總裁からきわめて重大な御答弁がございましたが、このことはまたあとで申し上げるといたしまして、先ほどくまでも改悪反対で一貫して来る労働運動自体についての労働大臣の見解を伺つたのですが、そういう労働組合運動自体について、一体吉武労働大臣はどういう対策をおとりになつておられるか、伺ひたい。

○吉武國務大臣 私は労働大衆に労働組合のあり方はどうあるべきだといふ教育がもつと必要だと思ひます。これは今までもやつておりますが、それがまだ徹底いたしませんために、往々にして大衆の一部の指導者の指導にひつぱられるというきらいがございますので、労働組合というものはこゝろあるべきものだといふ教育を、もつと徹底したい、かように存じております。

○森山委員 どうも教育すればそれでなおります病状にないかと私は思ふ。教育をしてなおりますようでしたら、ここに今大臣に謹呈いたしました「平和闘争を意味するもの」といふ本を全国に配つていただければ、おそらく日本の労働運動はよくなると思ひますが、私はこの本を一冊書いても、とてもそう

いう自信がない。私はきわめてブッリな対策であると思ひます。というよりは、むしろ現在吉武さんのおとりになつておるやう方を見ておると、なるほど一面において現業公務員に団体交渉権を與へ、一歩前進した面もある。しかし今回の労働法改正の眼目は、何と言つても緊急調整ですが、そういう点から見ると、どうも労働運動を押えて行く方に、あなたの方の対策が立てられているやうな感じが私はいたします。

政府の一体的な対策というものが、労働者階級にそうとられておらない。たとえば住宅政策という問題です。私は昨年海外に参りました、イギリスに行つても、あるいはイタリアに行つても、労働者住宅の建築は目ざましい進捗状況で、目をみはるものがある。日本ではそんなものはこれっぽちもない。なるほど住宅金融公庫で金を貸しますが、相当な月給をとつてゐる人でなければ家は建てられない。住宅政策について、一体何をやつておるか。そういうやうなことをいろいろありまして、しかしそういうことは議論外であります。しかし、本題に入りたいと思ひます。

そこで伺ひたいのは、四月八日の労働大臣の試案は、遺憾ながら心ならずも新聞に漏れましたが、その事実であることを労働大臣といえども確認されたが、それによると総理大臣の争議として命令があるのではありません。それが今回の改正から削除されている理由は一体どこにあるのか、これを伺ひたい。

○吉武國務大臣 これは先ほど来申しました通り、国民生活を危殆に陥れるやうな争議というものは放置できないのであります。でありますから、これを何いた

は何とかしてさしとめなければならませんが、そういう争議というものは、もうすでに労働法において調整をする以上のものではあります。多くの場合は政治的なものが加味されておるのであります。その例として二・一ゼネストを例にとりまして、このゼネストは、表面は待遇改善が名目でありましたけれども、あの規模からいへば、あのような情勢からいへば、明らかに政治的なものであつたことは、もう世間周知のところでありまして、遂にマツカーサー元帥のストップ命令が出たやうな状況であります。でありますから、この問題はすでに治安立法としての問題であつて、労働問題としてこれを解決しようとしても、それは無理であるといふところから、治安立法で考案するといふところにいたしたわけでございます。それは先ほど来法務総裁のお話になつた点と同様であります。

○森山委員 しかし四月八日の労働大臣試案による総理大臣の争議として命令は、ゼネスト禁止法の代案として考慮されたのです。

○吉武國務大臣 私がしばしば申しましたように、ゼネストであるからこれを禁止するといふことは、労働面からいつて行き過ぎではないかといふのであります。そういうゼネストが国民生活を危殆に陥れるといふやうな事態になりますれば、これは国家としてもほつておけないからさしとめなければならぬ。これがすなわち治安立法として緊急事態に対する非常処置の方法を講ずる必要があるのではないかと、目下検討されているところでありまして、でありますから、ゼネストであるからただちにそれを全面的に禁止する

という考えは、四月八日に漏れました事項につきまして書いてないはずでございます。

○森山委員 どうもあなたのお答えは三百代官であります。なぜかといひますと、労働関係の分野と治安関係の分野というものはダブる部分がある。そのダブる部分を総理大臣の争議として命令として、労働法の中に挿入しておいたといふことは、労働法の別の角度から見れば、治安法上のゼネスト禁止であつても、実質上のゼネスト禁止であることに間違いない。あなたは富士山を東の方から見たらこういふか、西の方から見たらこういふか、富士山は同じなんだ。東から見ると西から見ると、少しかつこうが違ふだけだ。そのかつこうが違ふのは、西の方から見ますれば富士山はこういふか、西の方から見ると、それをあなたは東の方から見ているといふこともありません。私は実態の富士山自体を論じている。だから結局今のお話でもわかるように、実質上のゼネスト禁止は、労働法上の問題よりも治安上の問題であるといふことは、吉武労働大臣といへば思ひます。よろしゅうございませう。——それから労働大臣のゼネスト禁止に対する態度に一貫性がないのではないかと思ひます。四月八日のときは、治安上の問題を労働法の中にぶち込んでおきながら、今度は出して、あなたは一貫しているやうなつもりかもしませんが、実際にはちつとも一貫していないのですか、この点いかがですか。

○吉武國務大臣 この緊急な事態、すなわち国民生活を危殆に陥れるやうな状態は、国家として放置できないから、これに対する処置を講ずるといふことで、このことについては一貫してかわるところはございませう。それを労働法の中に入れるか、治安立法の中に入れるかというところは形式であります。一つの法律の中に治安的な観点の含まれたものを入れてはいけないといふことはございませう。それは法律の形式であります。ただどちらが本質であるかといへば、治安的なものが本質であるから、できれば治安立法としてやりたいといふことは当然のことである。もしそれができないといふことであれば、労働立法の中におきましてこれをよくして行くかといふことがねらいである。法律といふものは一つの形式であります。だからこれを労働問題として解決するといふ面から見れば、労働法の分野に入つて来るのであります。それからそれを治安立法の面から考えるといふことになれば、治安立法の方に入つて来る。要はそういう事態になつたときそれをどうするかといふこと、これは国家としてほつておけないから、ここに治安立法としてやらないうことになれば、労働面に関する限りにおいて——労働面以外の面までは入れませんが、労働面に限する限りは、労働面においても一応考えなければならぬじやないかといふのが私の構想でございます。しかしそれが治安立法の面で考えるといふことは、それがベターであることは当然である。もうそれは労働問題以上のものでありますから治安的に考えるべきであるといふことは、私は初めからかわつておりません。もし治安の方

で考えられないといふことであるならば、労働面に関する範囲においてでも、それは考慮する必要があるのではないかと、私の構想であります。

○森山委員 私が言ひたいことは、労働大臣の労働法改正の基本的思想の中には、やはり取締りといふやうな考え方があつた。この点が重要であるといふことを私は言つてゐるのです。ゼネスト禁止といふものをやることはいか悪いか、そういうことを私は今言つてゐるのではない。労働法の改正といふものに對するあなたの基本的な心構えの中に、取締りといふやうな考え方を、持つてゐることは、これは私は労働法改正と労働階級が言つてもさしつかえないじやないかと思ひます。そこでひとつ今回の改正による緊急調整の目的を伺ひたい。

○吉武國務大臣 先ほど申しましたように、それが労働法であらうと何であらうと、社会的な現象といふものは一つであります。その社会的現象に對してこれをどうするかといふことにおいて、これが法律に現れて来る、あるいは法律以外の対策になつて出て来る。でありますから私が考えますのは、そういう争議といふものが万々国民生活を危殆に陥れるやうな事態になつたとき、これをどうするかといふこととです。これが取締りであるとか何とかじやなくして、それに対処することとは国家、国民全体のためには当然であります。それでも政府はほつておくのだ、そんなものはしようがないのだといふのでは政治になりません。でありますからそれを治安立法の方でやらなければ、労働立法の方で、労働に關

○森山委員　なるほど緊急調整の必要なるゆえん、吉武説は私にはわかつた。これを放置することによつて、国民生活に重大な損害を與えるというやうなストです。しかしそういう爭議は、以前はポツダム政令三百二十五号によつて阻止されておつた。政令諮問委員会も、このポツダム政令三百二十五号にかわるものとして、別に治安上の立場から制限または禁止する制度を新たに制定する必要があると言われているが、そしてこれが立法化される。

○吉武國務大臣 森山さんも労働問題を御存じでありましようが、そういう国民生活に重大な損害を及ぼすものを、一々治安立法で禁止されたのでは、これは労働運動の抑圧になります。でありますからそういう大きな争議であつて、ほつておいたら困る場合には、で

いらぬではないかといつて、緊急調整で必要だと思つているところまで全部ひつくるめて禁止することは、これは労働問題に対する処置ではないと私は考えます。

○森山養員 吉武説はわかりましたが、もし緊急調整の実体が必要であるとするならば、何も緊急調整というより、うなだげさな言葉を使わないでも、現在の労働法第十八條第五号の活用及び第三十七條の修正で、十分対応できるのではありませんか。だから緊急調整

○吉武國務大臣　それでできればけつこうでありまするが、必ずしもそうではございません。でありますからそういうふうな緊急調整の事態においては、先ほど申上げましたようにしばらくの間やめて、公正な機関にかけて話を進めるといふことは、自立経済の必要な日本においては、特に私は必要だと存じております。

のですから、こういうものはナンセンスです。事件の真相を調査するということは、今までやつたことでもできません。解決のために必要な事項をとるべきことを勧告する。これは今まで実際に

にやつていではありませんか。要するに労働法第十八條第五号の活用と第三十七條の修正で十分対応できることを、こゝさら緊急調整というよりなおどし文句を使つて今度の労働法改正に臨むところに、あなたの考え方のおかしなものがある。いかがですか。

とです。

○吉武國務大臣　修正するならどうい
うふうに御修正なさいますか。それが
同じ文字を入れて修正なるなら、今
私どもが出していることと同じこと
です。それは書き方が違うだけであ
ります。

分到底できるのではないか。仮定の上に基いて、今私は議論しているのです。同じことができるのではないかと一言つておる。但しその仮定がいかに弱いかは、これから私が申し上げる。

○古武國務大臣 仮定の御議論を抜きにしての御議論がはなはだわからないのでありますが、かりに書き方をかえろとおつしやるのなら、それも一つでありましょう。しかし書き方をかえたらそれで済むというものではないと私は思う。書き方は條文を第一條に置

しいたしますから、ひとつ率直にお直し願いたいと思いますが、しかしこの際ゼネスト禁止法案が伝えられておりながらその内容もわからず、また本国会に提出されるかいなかもわからないでいて、この緊急調整の事項は良心的に考えれば審議できないと思う。同じ

ばらくがはやる。そういうことで
困る。少くとも今回の労働法の改正を
真剣に審議しようと思うならば、ゼネ
スト禁止に関するところの具体的な構
想というものをおのの際明らかにしな

れば、一歩も審議を進めることができないのではないか。われ／＼が政治的良心を持つておるならばそうであります。もつともあなたのように頭のよい方は、先がすつと見えておるから、自分だけはわかるでしようが、遺憾ながらわれ／＼国会議員はあなたほど頭が

よくない。とにかく鬼が出るか、じやが出るかわからないものを片一方に持つていながら、これだけやると言つたつてできない。労働大臣はどうですか。

○吉武国務大臣 私は森山さんの御説を聞いておると、争議というものは、大きくなつたらゼネスト禁止法でとめてしまへば、もう簡単ではないかという前提のもとにお話になつてゐるのではないかと留う。それならばお話のようにならぬと、これとの関連性が出て来ないのでありますが、しかし私は先ほど言つたように、ストライキが

大きくなつたら、ゼネスト禁止法でやればよいのではないかとこの構想は持つていない。それをほつておけば国民生活を危殆に陥れる。そういうのは普通の争議ではない。政治的な意図が必ず入つておられます。そういうものは治安立法で別に考えるべきであつて、労働委員会あたりへかけてもなか／＼片づかない問題ではないか。労働立法の面においてはこういう緊急調整で、大

体行けるものだという構想のもとに一貫して出しております。でありますから、あなたの言われるゼネスト禁止法で何もかもやつてしまおうという前提に立たれると、なるほどゼネスト禁止法が出ないと、これとの関連がわからないとおつしやるかもしれないが、私はそういう構想を持つておりません。

○森山委員 どうも労働大臣は、私から見ると非常に不愉快な言い方をされる。私はゼネスト禁止の立法をやつて、片づばしから取締れということを今まで言いましたか。そんなことは言つておりません。大体公益事業の職権調停をこの法律ができてからまだ三回

しかやられておりません。電産で二回、あと何かで一回、三回しかやつておりません。ほかは他の一般の労働法のやり方でやつております。それから政令第三百二十五号によるところの措置、これもほとんどやつておりません。もつともこれを陰にしてお令部の内面指導はあつたでしよう。だから私は何もそういつたゼネスト禁止法を大上段に振りかざして、ストライキは片づばしからとめてしまへというのを言つておるのではない。私は第十八條第五号でさへも過去三回の事例しかないので、こういうことを問題にしているの

です。しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

いうことで緊急調整をばかつとやられては困る。私もあなたを信用しておるけれども、どうも人間である以上、しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

いうことで緊急調整をばかつとやられては困る。私もあなたを信用しておるけれども、どうも人間である以上、しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

いうことで緊急調整をばかつとやられては困る。私もあなたを信用しておるけれども、どうも人間である以上、しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

いうことで緊急調整をばかつとやられては困る。私もあなたを信用しておるけれども、どうも人間である以上、しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

いうことで緊急調整をばかつとやられては困る。私もあなたを信用しておるけれども、どうも人間である以上、しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

いうことで緊急調整をばかつとやられては困る。私もあなたを信用しておるけれども、どうも人間である以上、しかるに吉武さんのお話は、これは労働委員の立場を愚弄しておる。一体緊急調整はどういう場合にやるのか。あなたは特に頻りにやるつもりか。ゼネスト禁止はたまにしかやらないつもりだと言つてゐるから、これは頻りにやるつもりかもしれない。それはまことに恐るべきことになるのだ。あなたの意向をはつきりと聞きたい。

○吉武国務大臣 緊急調整は、先ほど申しましたように文字にはつきりいたしてあります。こういう問題はもう再三行われるべきものでもないし、行わずに済むことを私は真に期待してゐるわけでありませう。

○森山委員 それならばまたこの緊急調整に關連して伺いたいのであります。労働大臣のごきげんがそのときに悪ければ、いつでもこれは発動できるという危険がある。あなたも人間だからとき／＼はむつとするとときもあるでしょう。またいやに朝らかになるときもあると思う。きようはお天気が悪いと

ではないかと思ふ。いかがでしょう。○吉武国務大臣 ごもつともではあります。これを労働委員会の意見できめるといふことになりまふと、労働委員会は御承知のように行政機構ではありますけれども、政府から独立した機構であります。でありますから、時の政府の制肘を受けずに済むわけでありませう。でありますから、国会に責任を負わなかつたところの機関に、こういう重大な政治責任を負うべき問題について意思決定をさせるというところは、私はよくないと思ふ。従つてこれは政府の責任である。放置すれば国民生活に重大な障害を及ぼすと思ふと、これは政府の責任である。もし誤れば国会において責任追究が行われるわけでありませう。これは労働大臣でなくとも、政府でもよろしゅうございませうが、労働大臣は特に労働問題において責任を持ちます。でありますから、労働大臣はそう軽々にこれを発動してはならぬといふこともよくわかる。これは自分のことを申すといふかと思ひますが、私でなくとも、どの労働大臣でありますとも、労働問題に対してはこれは何とかしてしめたいという責任を持つておりますから、労働大臣がきめることが一番いい方法だ、私はかように存じております。

○森山委員 あなたは私の質問してゐることにちやんと答えていたのだらうと私は初めから言つてゐる。あなたに責任をとらなければならぬからといふことを言つておられる。もつともあなたが責任をとるかどうかはわからないう。どうも今までのやり方を見ても、宮城前広場の問題なんかでも、第一審

でやめなければならぬ。あれだけでも厚生大臣はやめなければならぬ。労働大臣の首だけ残つておる。その労働大臣の首も、メーデーの暴動事件を起した、あのメーデー事件に対しても、労働当局の最高責任者として当然やめなければならぬのだが、一向おやめにならぬ。そういう責任のないあなたが、責任を持つためにとにかく緊急調整についてはおれがやらなければならぬと言ひ。そう言うだらうと思つたから前置きを私はつけておいた。私の重点はそういうことであつてゐる。私にはな

い。慎重な手続をやるために、少くとも中央労働委員会の意見を聞くくらいなことをやつたらどうか、こういうことを聞いておるのです。それを答へられないでもつて、私がこう言うだらうという方だけを先に答へておる。まことにけしからぬと思ひます。もつと慎重な態度でおやりになつたらどうかと言つておるのであつて、私の意見もひとつ聞いていただきたい。

○吉武国務大臣 あなたの意見は十分聞きましたが、先ほど申しましたように、つまり労働委員会というものは、政府から独立したところの機関でありますから、国会に責任を負う機関ではあります。ゆゑに大臣がこの問題を決定するのがよい、こういうことではあります。労働大臣がやるにしても、労働委員会の意見によつてきめるということになりまふれば、労働委員会の意見について国会で責任追究というわけには行かないのであります。でありますから労働大臣に責任を負わせたいといふことが私は一番よいと思ひます。

○森山委員 私の言うことをもう少し

率直に受けていただきたいと思うので
す。なぜならば警察法の六十二條に国
家非常事態とあるが、これはあなた
の考えからすれば国家公安委員会の
意見や勧告を聞く必要はない、総理大臣
が責任をもつてやればよいじゃないで
すか。その際でも警察力を発動する
ときには国家公安委員会の意見を聞き
勧告を聞くというふうな建前上今な
つておるのじゃないですか。今度の改正
案でもそういう改正案が出ておる。労
働法だけはおれがれば大丈夫だとい
うことになつておる、こういうことは
まことにけしからぬと思う。そう思
いませんか。今警察の場合は多少事情が
違ひにしても、国家公安委員会の意見
や勧告を聞いて慎重を期しておると言
つても、内閣総理大臣の発動の場合は
法律上は責任は解消されません。しか
し今回の緊急調整についての労働大臣
の責任は解消されないであります。が、
その際中央労働委員会の意見を聞く程
度の慎重さがあつてよいじゃないかと
思います。中労委がどういう意見を出
すかもしれない。発動しない方がよい
と言ふかもしれない。あるいは発動し
た方がよいと言ふかもしれない。そう
いうことを選択するのは労働大臣で
す。しかし一応そういう意見を聞いて
やるということが必要じゃないです
か。警察の場合でさえ緊急の事態に対
して、国家公安委員会の意見を聞くとい
うことになつております。聞くひま
は十分にあるのです。それならば労働
法上においてはなおさらのことじゃな
いのですか。私はそういうふうな考へる
のです。自分は多数党の上にあぐらを
かいて、野党の代議士がどう言おうと
おれの原因が正しいのだというこ

は、健全な議会政治というものはでき
ない。野党の意見が正しいと思つたな
らば、それを率直に受け入れればよいで
はないかと思ふのです。
○吉武国務大臣 それは多少誤解があ
るのじゃないかと思ひます。国家公安
委員会は、公安委員会自体が人事権を
持ち、また警察の運営についての機関
であります。でありますから今度の改
正においても、そのものの意見を徴す
るというところは、公安委員会制度を残
す以上は当然だと思ひます。ところが
中労委というものは調停機関でありま
す。国民生活を危殆に陥れる場合にほ
つておいてよいのか悪いのかというやうな
ことは、政治的な認定の問題でありま
す。政府の責任の問題であります。そ
れをあなたの方で調停してやつてく
ださいと言つて、それを調停するの
労働委員会の任務でありまして、それ
をほつておいたら国民生活に重大な影
響を及ぼすか及ぼさないかという、そ
の政治の運営についての職務を労働委
員会は持つておるのじゃないかと思
ひます。その機能は違ひのではありません
が、従つて国家非常事態の発動におき
ましても、これは総理大臣の発動と思
ひますが、この問題は総理大臣独自で
発動されるものであります。そのかわ
りに国会で責任を負うように、国会の
承認をあとで求めるようになつており
ます。その点ひとつ誤解のないように
願ひたいのであります。

を申し上げておるのであります。初め
から警察の問題とは多少事情が違ひが
あるという前提を置いている。慎重な手続
というところに重点を置いて申し上げて
おるのであつて、同じものであるとい
うことは初めから申し上げておられま
せん。そのことを御了承願ひたいと思
ひます。
そこで争議行為制限の五十日間の算
定の根拠を伺ひたい。五十日におきめ
になつたのはどういふわけであるか、
具体的な事例を示して御説明願ひたい
と思ひます。
○吉武国務大臣 これはこの前も申し
上げたやうに、私どもは労働法制の改
正についてはできるだけ民主的にと思
ひまして、労働法制審議会をつくつ
て、それには労働組合の代表、使用者
の代表、それから公益の代表の三者構
成で諮問をしたわけでありまして、諮問
の際には政府は原案を示して諮問して
いなかつたのであります。労働法制に
おいて改善すべきものありとすれば、
どういふふうにしたらいいでしょう
かというふうなことで、この労働法制審
議会に百数十回にわたつて諮問された問題で
あります。そしてついに公益委員の方
から中立側の意見としてこの五十日
案が出たのであります。従つて私ども
もこれを見まして、もつともだと思
つてそのまま採用したのであります。
御承知のやうに争議が激化して対立し
てなかく解決しない、ほつておいた
らば国民生活に重大な影響があるか
ら、労働委員会に持込んで解決しま
す、これはあまり日にちを縮められ
ず、解決するものが解決しない。それ
から急いでやるために納得が行かない
という場合が多いのであります。であ

りますからこれを制限することが、勞
働者のためになるとだけは言えないの
であります。争議というものを何か別
の目的でやつて、資金は名目に掲げた
けれども、何とか世間を騒がすのだと
いうことであらば、短かければ短い方
がいいのであります。健全な組合は
そんなことを考えていない。それを何
らか有利な方法で、解決する労働争議
でありましたならば解決するわけであ
ります。大体今までは私どもの方でも取
上げましたらう／＼大きな争議は、
終戦後すいぶんたくさんございませ
んが、調停にかけました期間を見まし
ても、過去六、七年間にやりました調停の
日数は、大体五十日くらいです。平均五
〇・四日であります。アメリカでは八
十日で、六十日間を事実調査その他を
やつて、あと十五日間にそれではなし
てのむかひのめぬかという手続をして、
さらに五日間の報告期間を置いて、八
十日後にそれでもどうしても解決しな
かつたらしかたがないというやり方を
とつておるのであります。私はこれ
をあまり短かくすることが必ずしもい
いことだとは思つておりません。長い
のもあまりよくありませんけれども、
五十日と労働法制審議会でおきめにな
つたのは、相当御研究になつた結果で
あると私どもは見えております。

十五日に改正になつておるやうです
が、そういう冷却期間というものはい
らないのではないかと。冷却期間と緊急
調整の間の具体的な関係をどういふ
うにお考えになつておりますか、伺
ひたいと思ひます。
○吉武国務大臣 御承知のやうに冷却
期間は、従来のやり方ではお話のやう
に手続だけ申請をして、そして三十日
たつてスト権を獲得してストの計画を
するといふきらいがございませう。これ
は無意味であります。しかしながら公
益事業等につきましてはできるなら
ば、すぐ争議をするといふことは大衆
にも迷惑を及ぼすこととあります。か
ら、冷却期間は私は必要だと思ひま
す。冷却期間を置かないでもつて、た
だちに今度は緊急調整で五十日の制限
をやつて行くといふのは、これは私は
とるべき方法ではない。できるなら公
益事業の方はそういうことになしに、
冷却期間でもつて治めるだけ治めて行
く。それでも争議が勃発して、ほつて
おいたらたいへんなことになるとい
うときは、やむを得ず緊急調整をかけ
る。緊急調整が一つあれば、みなそれ
でやつて行くといふことになると、こ
れはあなたのおつしやるやうに不当に
労働争議に制限を加えることになりま
すから、普通の公益事業についてはで
きるだけ冷却期間でもつて治める方法
を講ずる。それでもいかぬときに初め
に緊急調整で行くという行き方が、私
は至当であると考えます。
○森山委員 私は冷却期間は必要で
はないかという疑念を持つておりま
す。しかしそれはただほつておけばよ
いというのではない。これは例の昨年
の労政局試案のやうに、公益事業に關

する争議は七日前に公告することが合理的ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○吉武國務大臣 予告だけで一般の大衆が知つておればよいというだけのものではないと思ひます。公益事業は予告で一般の大衆が知ることと同時に、できればその冷却期間内に解決をする努力を拂うことが必要である、かように存じます。

○森山委員 労働大臣は、今度の冷却期間は十五日にしたが、却下の制度があるから、十分生て来るといふお考えのもとにそういう御答弁をされておられるのです。しかし改正案の第十八條第二項に自主的解決が不十分なきは申請を却下できるといふことになつておりますが、従来の労働の事情にかんがみまして一応思ひつきとしてはいいのでありますが、これは實際上争議権の制限になるおそれはないか、伺いたい。

○吉武國務大臣 これも労働法制審議会の中立の意見を尊重したのであります。労働委員会の関係のある方々が労働法制審議会にも入つておられまして、過去においていろいろ調停をやられた経験から生み出された案だと思ひます。私はごもつともな案だと思つて賛成したのであります。今までののはただ切符を買つたために、自主的解決をいかに減にやつてすぐ申請するといふきらいがありました。これでは意味がないから却下の方法をとつて、もつと自主的に相談をさせる。そのために却下といふことは私は至当だと思ひます。しかしそれでもつてむやみに何回も却下して受付けないといふことになれば、労働委員会自体が信用を失ひま

す。労働委員会というものは、あなたがおつしやるようにそうかつてなことはできないのであります。三者構成でありますと同時に、やはり信頼を得なければ、間に入つても調停は成り立たぬのであります。そこはあの機関は非常に合理的にできておる。従つてもし政府が一方的に却下するといふことであれば、あなたは御信用にならぬかもしれませんけれども、労働委員会が却下するのではありませんから、その点はさう御心配にならぬでも無理なことはしない、かように考えます。

○森山委員 従来の冷却期間の実績にかんがみまして、自主的解決の努力が著しく不十分だといふことの認定について、かえつて紛糾を招くことがないか。また申請が受理されても却下されても、いずれの場合にも立法意図に反して労働争が長期化するおそれはないかといふことを私は心配いたします。たとえ却下された場合には、もちろんそれについていろいろ組合側から異論が出て、かえつてこた／＼するだらう。また受理されたにいたしましても、冷却期間のうち受理されるまで一週間くらいかかつてしまふ。実際上の冷却期間は五日くらいしかないといふような骨抜きになるおそれもある。だからかえつて改正案第十八條第二項の規定は、あなたの立法の意図に反して、労働争議を長期化させるのではないか。これは従来の冷却期間の実績の慣行を見ると、そういうことを私も痛感するのであります。そういう御心配をお持ちになりませんか。

○吉武國務大臣 これはいろいろ御心配をいただくようでありまして、御心配をいたさるべく申し上るに中労委とも、実は先ほど申し上るに中労委そ

の他で、過去五年間六年間実際にやられた方が、その経験に基いて立案された事項であります。私も何一つ知つておるのであります。実はあの三十日間というものは、巧妙に申請だけ出してしまつて、そしてほつたらかして置いて、一月たつて初めて計画をするという慣行になつて来ておる。でありますからそういう弊害をためて、實質的に自主的解決をはからせよといふ意図のもとに立案されたのであります。心配される向きもございともだと思ひますが、今までの経験にかんがみまして立案された。しかもその運営は労働委員会がなさるのでありますから、あなたが御心配になるように私は私にはならないと確信いたしております。

○森山委員 労働省自体が昨年労働局試験を出しておる。これは明らかに従来の冷却期間について欠点があつたといふことを物語つておる。あの労働局の試験に対して、公益委員は労働委員の認定による却下という制度をとつております。どちらがいいかといふことに私はなると思ひますが、労働大臣の御見解を承りたい。

○吉武國務大臣 私は労働法制審議会に答申されたこの案の方がいいと考えております。

○森山委員 あなたは原案提出者の方だから、原案が悪くても必ずいいと言われるだらうと思ひますから、これ以上聞きません。いざれ修正案を出すから御検討願ひたい。

次に国家公務員から団体交渉権を奪つてゐる理由を伺ひたいと思ひます。

○入江政府委員 今回現業公務員について団体交渉権を認めましたのは、独

立後のわが国の労働行政にふさわしい態勢をつくり出すためにこれを認めただけでございますが、一般の現業公務員以外の公務員につきましては、公務員たるにおいては現業公務員と公然同じでございませうけれども、おのずから性質が違つておまして、団体交渉を認めることは適当でないという見解でいたしたわけでございませう。

○森山委員 なぜ団体交渉権を奪つておるのですか、その理由を伺ひたい。

○入江政府委員 御承知の通り先般国家公務員法が制定されましたときに、公務員全体の奉仕者として、一般職員の使用者の立場に立ちます政府にいたしましても、あるいはそれに使用される職員の側につきまして、同様に国民が使用者という立場に立つておるわけでありませう。従つてこの身分関係あるいは給與問題を決定いたしますためには、すなわち国民を代表されておりますところの国会において、法律をもつてこれをおさめになるのが筋であるという観点から、国家公務員の団体交渉を国家公務員法制定のときに見合せましたと同時に、やはり国家公務員につきましても民間の給與との関係その他適切な待遇をいたす必要がございませうので、一面人事院と申す機関を設けまして、不斷に給與調査等を行ひまして、政府に勧告する道を開きませう。ただ、そういう性質でございませうけれども、現業公務員につきましては、今回労働法の改正がございませうと、公共企業体の職員と非常に似ておる点がございませうので、官庁の企業におきまして、経済的、企業性的性質を持つて運営いたしておりますので、公共企業体の職員と同様に、団体交渉

を認めるという例外を開きますことが、実情に即するといふことからかういふふうになりました。

○森山委員 私があなたに伺つてゐるのは、現業よりも何よりも、国家公務員全体として団体行動権を奪つてゐる理由は何か。その理由としてあなたことは、使用者が国民だからといふようなことをおつしやつた。それはちよつと私は公務員から団体行動権を奪つたことについての御説明としては不十分じやないかと思ひます。もう少しいい方がおありになるのじやないか。全体の奉仕者だから、ストをやれば国民に迷惑を與えるからといふようなところに重点を置いて御説明になるべきじやないかと思ひますが、ここは大学じやないからそういうことはやりません。そこでもかく団体行動を奪つてゐるけれども、一方において憲法によつて生活の保障を考えなければならぬ。そういう趣旨から人事院の勧告によつて生活の保障をするといふことになつた。今まで人事院は何回この勧告をしたか、どういふ勧告をしたか、政府はどういふ態度をとつたか、これをひとつ簡単にでけつこうですかあなたから説明願ひたい。

○入江政府委員 国家公務員法が制定されました後、その方針に従つて従来四回勧告をいたしておるのであります。第一回は二十三年十一月でございませう。勧告が六千三百余円、この場合は大体勧告通り実現いたしております。第二回は二十四年の十二月でございませう。七千八百余円の勧告をいたしまして、この場合にはこれが見送られております。なお第三回は二十五年の八月でございまして、八千円余りの

○吉武國務大臣　今まで通りとは、今
まで二百一十号が適用されておれば、そ
の二百一十号の内容に該当する事項が従
来通り行われるという意味でございます。

○吉武國務大臣 政令二百一号の内容が同じに引續き適用されるのであります。

○森山委員 今回の改正で、国の経営する企業並びに地方公共団体の経営する企業の職員、国庫または財産に属する土地の職員、

る企業職員の「因循な姿勢を脱却せよ」といふことになつたのは一進歩であります。政治行動の禁止規定が適用除外されてゐないのは、国鉄、専売の職員と比較して、著しい片手落ちじやないかと思ふのでありますが、ひとつ人事院の

方から御返事願いたい。

○入江政府委員 先ほど申し上げました理由によつて、片手落ちでないと思ふのであります。

○森山委員 片手落ちでないという見解はわかりました。そこで私はさつき

労働大臣がおつしやつたことについて、ひとつ伺いたい。きよりは保利官、厚長官に出ているだくとけつこうなものでありますが、昭和二十五年十二月の参議院の地方行政・人事・文部・労働連合委員会会議録、これは第九回

会でありますが、そこで国務大臣保梨茂君、当時の労働大臣で今の内閣官房長官は、何と言つておるか、「国家公務員の中に国家公務員法の適用を受けて

おられる單純勞務者といつたいわば現業の方々、それらとこの地方公務員の適用を受けられる單純勞務者と言つて

いいような方々に對しては、私は中央地方を通じての同様の均整のとれた労働關係法を持つことが非常に望ましいと、こういうふうに考えております。」そこでこれを質問した成瀬議員が「そうすると労働大臣個人の見解かも知れませんが、とにかく国家公務員法にも不備な点があつた、地方公務員法にも今言つたような矛盾点がある。この点を除外することについては、政府の一員として早急に努力されるということをや、こういうことをお約束したと、こういうふうに受取つてよいのですな。」

と念を押しております。そうすると時の保利労働大臣は「どうぞそういうふうにおとりくださつてけつこうだと思ひます。自分はそのつもりであります。」と言つております。これは昭和二十五年十二月八日の参議院の速記録によるものであります。労働大臣にあらためてお伺いしますが、きよりは昭和何年何月何日か、ここで御返事願ひたい。

○島田委員長　今の御質問にはちよつと答弁はなからうと思ひます。

といつて、前の大臣の言つたことは知らぬとおつしやるのか、御意見を伺いたい。

○吉武國務大臣 私は前の大臣がどう
いうふうに言われましたか聞いており
ませんからわかりませんが、先ほどお
読みになつた中にも、保利さんに対す
る成瀬氏の意見の中に、あなた個人
の意見かもしれないが、どうぞ御努力
を願うということに解釈してもよろし
うございますか。さうにお考えにな
つてけつこうです。かういうことで、
保利さんが努力されることは私はけつ
こうだらうと思いますが、政府として
は今のところさうに考えておりませ
ん。

○森山委員 時の労働大臣が参議院で努力するということを約束しておる。それが大政がかつたからといつて、政府は拘束されないというのはどういふわけですか。国会の委員会でもちゃんと約束したのですから、今一生懸命やつておるのだとか、これからできるだけ早い時期に何とかしましよつと云うならまだいい。あなたの御返事を伺つておると、占領下と同じようなことが、単純労働者にそのまま引續いて行かれるということしか言つておられ

○島田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。森山飲司君。

○森山委員 公益委の答申によると、

仲裁裁定は、政府または地方公共団体の理事者を拘束する旨を明らかにしてゐる。これはまことにけつこうだと思ふのでありますが、今度の改正によつて、公労法の十六條は全然改正されてゐない。今回の地方公営企業労働関係法の第十條または十六條にも、これと同趣旨の規定があるのであります。これは一体どういふわけですか、伺ひたい。

○吉武國務大臣　この十六條の件は、昨日も申しましたように労働法上仲裁というものの制度は、仲裁ができること

る、こういうことであります。それでは拘束しなければ、しないつばなしでいいかということになると、これはやはり公労法の精神というものが失われますから、二項において十日以内にこれを国会に、どういたしますかという承認を求めなければならぬ。そこで国会が承認して、これはむべきだということになれば、そこにおいて初めて国家が今度それに従つて予算措置を講ずる、こういう建前になつておるのであります。でありますから、その全体をひつくるめてお考えになりますと、ただ仲裁だからだというふうにお考えになると、無理が行くと思います。そのことは地方の公労法においても同様であります。地方議会において予算措置が講ぜられるものにつきますとは、やはり最終決定は県会がきめる。県会がきめて初めて当事者を拘束して行くというふうになるのであります。その点御了承いただきたいのであります。

○森山委員 公労法の十六條の問題が国会に付議される。その国会の労働委員会におきましては、その回数並びに日数は大部分十六條二項の問題に集中されている。国鉄裁定の際もそうであります、昨年の専売裁定の場合もそうであります。その際常に紛議の種になるのが十六條二項の解釈であります。これは大臣もよく御承知の通りであります。従来の各労働学博士の本とそれから政府の公権の解釈とは異なつて参つております。これが紛争の種となつてお

ることは、要するに仲裁協定の拘束力を、少くとも政府を拘束するというような建前をとつた御解釈をなさらないといふところになす根源の第一があはれる。それを一休国としてのむかのまなはいかは、これは国会が審議すればいい。少くもそれだけのことはやらないと、十六條の二項というものは事実上死文になる可能性があるのであります。大臣はいかがに思ひますか。

○吉田内務大臣　それは専売にいたしましても、国鉄にいたしましても、この問題が国会にかつたときに論議されます。その論議になる実質は一体どこにあるかといへば、国会がまる／＼のんでもらいたい、あるいは国会がこれをまる／＼のまないというところに、実質的な論点があるのであります。その論点が形式上は十六條の解釈その他によつて論議されますけれども、問題の実質というものは、それらのむかひのまぬかというところにある。でありますから、私が先ほど申しました

謝辭はございます。これは私もよく存じております。ですから私の私見をもつてしますならば、もしはつくり書けとおつしやるなら、そういうふうに書かざるを得ない。しかしそれは、前田さんもおいでになりますすが、なか／＼御承知になるはずもないのでありますから、こういう問題はあまりに字句をいじつていろ／＼ないきさつをするよりも、すでに教年間慣行もできて、解釈も行われ、しかも国会も実質的にのむべきものはのみ、のむべからざるものはのまない。そうして国会が仲裁裁定の意をできるだけ尊重して来ておる今日におきましては、字句をいじることは得策でない、かように存する次第であります。

○森山委員 十六條においての仲裁裁定は、やはり政府を拘束するというような考え方を少くも筋道として持つべきではないか。先ほど公務員の場合が出ましたが、公務員は団体行動権を完全に否定されておる。しかし生活の保障をしなければならぬというので、人事院の勧告というものが相当詳細に調査をされて出される。これをやはり政府はのむべきであります。これが今の日本国憲法の建前なんです。公共企業体の場合においてスト権を奪つております。これは一方において仲裁裁定というものが相当慎重に検討の上出されます。出されたものを政府がのむとかのまないとかいうのでは、これは話にならないのです。そういうことを

○吉武国務大臣 私はずっとも自分に
省みて恥ずるところはございません
が、お話を申し上げましたように、国
家予算でまかなわれる公務員について
は、国会が最終決定をすべきものであ
る。これはなるほど公務員の給與とい
うものはこの程度なければならな
いか、こうあつてはいかぬのかという点
は、国民の代表であるところの国会が
判断をすればいいのであります。であ
りますから、それを最終的にきめるま
では政府を拘束しないのだ、こういう
ことであります。ですからあなたがたお
つしやるように、くどくなりますけれ
ども、仲裁裁定というものが形式的に
出た以上拘束をするということであれ
ば、国会も拘束するということにしな

ければ一貫しないのであります。国会だけは別だぞ、政府だけ拘束するんだぞと言つたところで、政府はかつてに予算が使えない、国会で予算をきめなければかつてにやれない。そうすると、政府は拘束すると言われるが、拘束するからといって予算を出す、それを国会の方ではそれだけの予算が使えないからというので削られる。これでは運用ができないのであります。でありますからこの法律が規定しておりますように、予算上、資金上の問題については国会に承認を求め、こういう制度になると思ひます。

○森山委員 大臣はそういうことをおつしやいますけれども、實際は今の自由党は大体政府の言つたことをうのみ

ぐらをかいている。やはりお上は偉いという考えで、議員としての立場が何というか、政府の思ひ通りに動く。議会が中心になつて政府を動かすというよりは、政府がこう考えと言え、これは議院内閣制度においては多少そういう傾向は見られるのであります。が、どう考えましても、實際は政府がやるまいと思えば、自由党は賛成の手を上げる。政府がやろうと言え、自由党が賛成の手を上げるのが従来の経過である。そういう点から言いますと、今吉武さんのおつしやつたことはいささか詭弁に類するものが実情においてはあります。その点を私は言っているのであつて、あなたがそうでな

いと言ひ切れない面がある。二十七年
度の政府関係機関予算はごらんになつ
たと思いますが、それには従来の予算
総則上の給與総額のわくに、さらに
う一つわくをかけて基準内給與の額、
基準外給與の額というわくをかけてお
るのです。こうなりますと十六條二項
というものとは踏んだりけつたりで、あ
つてもなくとも同じだ。そういうよう
な状況に置いていて、一体労働大臣の
商売ができますか、私はできないと思
う。大體大臣は昭和二十七年政府関
係機関予算の予算総則にこういうこと
が載っていることを知つておつたので
すか。これはとにかく次官會議が何か
にはかかつてゐるから、これは政府の
お役人の人も知つていなければなら

つて来てます。金縛りにかけて来た、こういうことを労働大臣が黙つて見のがしにしておくのはおかしい。なるほど労働大臣だから、今のものはすべていいんだという御答弁をしなければならぬ。気持はよくわかりますが、ここで遺憾の意を表してもしなければ、私がここでつばを飛ばしてしやべつてゐるかいない。ここで公共企業体の職員に深くおわびするということをやつてもらわなければならぬと思います。

○吉武国務大臣　せっかくの御希望でありますけれども、私は現在のこの制度でけっこうだと思つております。なお言葉返すのは不本意でありますけれども、今の自由党は政府の言うこと

とを何でも聞くのだから、それでせつ
かくの裁定が出て、結局のまないのだ
というふうな口物でございましたが、
それはどういふ事実に基づいておつしや
るのか。一昨年の暮れの第一回の国鉄
の裁定の際に、政府の意見はございま
したが、私は当時自由党内におきまし
てこれに対して相当の努力を拂い、自
由党内においてその同調者が多数でござ
いました、全部はのみませんでした
が、相当部分を政府にのます努力をい
たした。その次は昨年の三月、専売裁
定の際でございますが、これとても政
府には相当の難色はございましたが、
遂に一月余りかかりまして全面的に国
会では自由党がこれを承認する結果
になつておるのであります。また昨年

のかかりませんが、私どもは当時自由党におりましても、およそ仲裁裁定が出た以上は、その内容を検討いたしまして、もしもつともである点がありますれば、これに対して努力いたすことにおいては、今後といえども私はわからないものだと確信をいたしております。

○森山委員　それでは大臣に伺います。国鉄裁定の際の予算繰則の建前はどうかっておつたか。あの当時は、あれだけのゆとりがあつたわけです。それから去年の秋の専売裁定の際は、少くとも基準内給興、基準外給興というようなわくはめられておらなかつた。そうして予算全部は動かさないで、予備費から事実上の流用というふう

のをやつたわけです。ですからなるほどやつたことはやつたけれども、當時はできるような状況に置いておいたわけですから、ところが予算総則の方は毎年厳格に縛つて来ておる。事実上これは骨抜きになつておる。池田大蔵大臣は、もう十六條二項は私は死んでおるものだと思つております、こう言つておるのであります。ともかくも大蔵大臣は死んでおると思つてゐるのに、労働大臣は生きてゐるものだと思つておる。こういうまかふしぎなことがあります。同じ條文を労働大臣は生きておると言い、大蔵大臣は死んでゐると言ひ、少くとも大蔵大臣は金を握つておるから一番強いのですが、それが死んでおるというならば、労働大臣

はいささかどうかしてないかと思ひます。どうもあなたのおつしやるほどに、十六條二項の趣旨に忠実なるように御行動になつておるならば、なせ一体二十七年予算の予算總則に、こゝういふ基準内給與、基準外給與といふやうなものを、さらにはあるやうなことをお認めになつたのですか、伺いたいと思ひます。もしこれが当時占領下において、司令部側からの要望においてなされたとするならば、二十七年の補正予算においては、これを改める御意思があるかどうか、これをひとつ伺いたいと思ひます。

○吉武國務大臣 十六條二項は死んでおると大蔵大臣が言つたといふことは、私はまだ聞いておりませんし、十六條二項が廃止になつたことも知らないであります。これは厳として存在しております。また御指摘の、予算のわくをルーズにしろというお話でございませうけれども、いやしくも予算といふものは、国民の租税によつてまかなわれるものであります。従つて予算の執行は厳格であるべきであります。それをルーズにしておいて、どつちにも流用できるようにしておくことは、それこそ国会の意思を尊重しないゆゑんであります。私は当初予算が組まれた趣旨を厳重に守つて行くうちに、予算は組まれるのが当然である、かように存じております。

○森山委員 どうも労働大臣の言ふことは、私はまことに解しかねるのであります。一体政府関係機関はこうなつておりますけれども、一般の官庁予算でこんなわくがありますか。また二十七年度から基準外とか基準内給與のわくができたけれども、二十六年までではなかつたのです。そういうものを、またなぜ公共企業体だけはつきりつけなければならなかつたか、労働大臣の答えを願ひたい。

○吉武國務大臣 先ほど申しましたと同じであります。予算といふものは厳格な執行をすべきものである。ルーズな予算の組み方をすべきものではないといふところから規定したものと私は存じております。

○森山委員 公共企業体に限つて特に厳格なわくをはめなければならぬのであります。

○吉武國務大臣 それは公共企業体ばかりではございません。いづれにおいても同様であるべきだと私は思つております。

○森山委員 それではなぜ一般官庁にさういふわくをはめないのですか。

○吉武國務大臣 それはひとつ大蔵大臣にお申入れを願ひます。

○森山委員 少くとも一般官庁にはさういふわくをはめられていないのに、公共企業体にさういふわくをはめられて、労働大臣は黙つておつたのか、それがよいと思つておつたのか、それをひとつ伺いたいと思ひます。

○吉武國務大臣 私は先ほど申しましたように、国民の租税によつてまかなわれるものは、ルーズな予算の組み方をすべきものでない、かような確信を持ちまして、例の企業体においてさういふわくをはめられることは適當であると考えております。

○森山委員 それでは労働大臣は、一般官庁にさういふわくがないことは、ルーズであるといふふうにお考えでございませう。

○吉武國務大臣 さうでございませう。

○森山委員 どうも驚くべき労働大臣の御返答であるので、これ以上この問題であなたと論議をかわしても、私は意味がないと思ひます。しかしかつて自由党は、専売事業についてこれを民営にしようとした。民営にしようといふことは、一つは国家予算のわくからははずすといふことなんだ。さういふやうな考え方を片方で持つております。昨年七月ですか、私が海外に行つておるときに、政令諮問委員会の答申にも、タバコ専売事業の民営というものが答申案に載つておる。それから自由党内において、これに相呼応した動きがあつたことは、吉武さんといへども御存じだと思ひます。遂に日の目を見なかつただけの話だ。さういふやうな考えが一方にあると思つて、片方では公共企業体の予算を、一般官庁よりつと厳格にしてわくをはめるといふやり方は、はなはだ矛盾しておると思ひます。私はさういふやうなあなたのお考えをどうしても理解することはできません。いづれ修正案を提示いたしましたし、御再考を願ひ、さういふふうにしたいてと考える次第でございませう。

次に、交渉単位制の問題について伺いたいと思ひます。交渉単位制の採用について、わが国の労働運動の現状から、今後においていかなる問題があるのか、国鉄の機務の問題もありました、ひとつこれについての御説明を願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 交渉単位は、あまり複雑であることは好ましくないと思ひます。従つて交渉単位はできるだけ一本で交渉して行くことがけつこうだと存じまして、現在のやうな交渉単位制をきめておるわけでありませう。

○森山委員 時間がありませんから次に移ります。労働委員会は、現状のまま改善を加えていないのであります。が、これに対してはいろいろ労働局試案等にも意見があつたやうであります。この問題について御説明願ひたい。

○吉武國務大臣 労働委員会の構成その他については、いろいろ意見はございませう。お話のようにわれわれの内部でもいろいろ研究をした経緯はございませう。しかしながらおおよそ制度といふものは、だん／＼とこけがついて来ない、ほんとうの働きといふものは、きないものであります。かりに欠陥があつたからといつて、毎年々々いじりまわしておると、いつまでたつてもほんとうの働きといふものはできない。幸いにして日本の労働委員会は、よその国と全然同じわけではございませうが、過去七年間の間にだん／＼と確立をいたしました、使用者側も労働者側もだん／＼と信頼をして来ておる。でありますから、私は労働委員会というものをあまりいじりまわすことなくして、現在までやつて来たものをよく強化して行くことが適當であらう、さう存じまして、内容的な変更は加へなかつたのであります。

○森山委員 その他労働法規の改正審議会において、労使の意見の相違を来した点が多々あるやうであります。これについての労働省の見解を伺ひたい。

○吉武國務大臣 お話の点は、どういふ点を御指摘になつておるのか知りませんが、原則的には最初の日に申し上げましたように、今度提案いたしました改正案は、大部分は労働法制審議会及び労働基準委員会の答申を尊重してあります。基準委員会の方は、答申そのまゝを採用しております。労働法制審議会の方は、労使一致した部分ももちろん採用しております。それから労使一致しなかつたところの点は、さういふ点で、現行官庁に団体交渉権を與える点と、緊急調整の点でございませう。この点はさう／＼最後まで決定に至らなかつた。公益委員が努力されましたけれども、決定に至らなかつた。そこで私も決定するに本筋の労働行政の上において私は必要であらうと存じまして、それを採用したわけでありませう。こまかい点につきましては、もし御必要であれば事務局からお答えいたします。

○森山委員 この問題は、またいづれ個別に伺ふことがあると思ひます。先般労働大臣は肺病療養所を視察されたやうであります。さういふ御感想をお持ちでしたか。

○吉武國務大臣 私は肺病について、かつて社会局におりましたときから関心を持ちまして、この問題は何か早く根絶したいと思つておりました。が、なか／＼はか／＼しく行かなかつたのであります。先般肺病の病院を訪れまして、私がかつてこの問題に携わつておつたときから比べると、非常に進歩しておる感じがしたのであります。しかしながらその研究は非常に進んでおりますけれども、まだ肺病患者が出ておるといふことは、私は普通の病源体と違ひまして、原因ははっきりしておることから、こ

及び労働基準委員会の答申を尊重してあります。基準委員会の方は、答申そのまゝを採用しております。労働法制審議会の方は、労使一致した部分ももちろん採用しております。それから労使一致しなかつたところの点は、さういふ点で、現行官庁に団体交渉権を與える点と、緊急調整の点でございませう。この点はさう／＼最後まで決定に至らなかつた。公益委員が努力されましたけれども、決定に至らなかつた。そこで私も決定するに本筋の労働行政の上において私は必要であらうと存じまして、それを採用したわけでありませう。こまかい点につきましては、もし御必要であれば事務局からお答えいたします。

のでありますから、その粉塵を防止する方法はないわけじゃないから、それについては十分考究しなければならぬ、努力しなければならぬ。これはただ法律さえつくれば直るというわけではありません。これは労使ともに努力をして根絶をすることが、私は大切だ、かように存じております。

○森山委員 私には他にも職業病があり、またその中には悲惨なものがあるという事は知っております。しかし大臣もお認めになられたように、珪肺という一職業病のために国際会議が開かれるというほどの問題なんです。そこでももちろんこれは大臣の言われるように、予防する方も大事で、労使ともにこれは手を盡さなければならぬ点があります。しかし現行の法律的措置としても、今申しましたような労働基準法の條文について改正を加えるという事は必要であるという結論が、先ほどの大臣の言葉から出て来るのじゃないでしょうか。どうも大臣がこの政府原案を通そうとするために、かんじんなあの大事なところが落ちておる。今度の労働基準法の改正は、気の抜けたビルだというような批評を下されるのはいややのために、こういう大事などの修正についてあまり積極的じゃないかと思う。私は珪肺病が特殊な病氣であるという点は、現行法規においても他の職業病と違つて不備が見出されるという点について、これは法規の例外的な期間の延長等がはかられるような改正を施すべきじゃないか、こういうことを申し上げておるのであります。そういう意味でひとつ大臣の御再考をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉武國務大臣 前々申し上げた通りであります。私はどれだけというこゝとではなくて、あらゆる職業病につきまして検討をし、その上で特に必要なものがあれば、もちろんそのものからやつて行くことに異議はございません。ただこれだけという考え方は持つておりません。

○森山委員 そうすると珪肺病の特殊な性格からいたしまして、今の七十六條や七十二條、八十一條の改正は、労働大臣はなす御意思がないということですか。そうしてそれは全国の鉱山労働者に伝えるということ、何ら御異議がないということでございますか。

○吉武國務大臣 私は職業病について、全面的な考慮をするということ、これを申し上げておるのであります。やらないとはだれも言つておりません。将来この問題については重要であるから、なお検討をするということ、言つておるのであります。

○森山委員 職業病全体について大臣が考慮されるということ、私は異存がない。大いにやつていただかなければならぬ。しかし珪肺という病氣は特殊な病氣で、しかもこれは焦眉の問題であります。すでに療養期間の三年が切れて、全然療養費をもらえないような患者が、今日出始めておるのであります。そういう悲惨な人たちのために、法律においては、原則は三年としても、病氣の特殊性によつては五年に延ばせるという、何かそういう緊急的な措置を講ぜられたらどうか。單一立法はいろいろな意味で難点があるならば、せめて現行の法規だけでもそういうような余地を残したらどうか、そういうようなことをお考えになるお氣持がないか

ということでありまして、もちろん私は一般の職業病の三年が五年になれば、なおかつこうだと思ひます。しかしこれはいろいろな關係上むづかしい面が多かるうと思ひます。せめてこの珪肺だけでも、これは職業病の中でキャラクターが強いものではないかと、さういふものについて大臣がさしあたりおやりになる気がないかということをお聞かしておる。だからさういふ氣持があるかないかということ、ひとつ全国の鉱山労働者の前にはつきりこの際御聲明願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 何度申し上げても同じことで、時間をとるから、簡潔に申し上げます。職業病はいずれも特殊な病氣であります。珪肺は珪肺の特殊性を持ちます。鉛の中毒は鉛の中毒の特殊性を持つ、みんな特殊な病氣であります。でありますから、私は職業病は全体として考へて参ります。珪肺の方だけを取上げて、これだけ考へるといふ行き方はとりたくありません。

○森山委員 私はこれをもつて質疑を打ち切りたいと思ひますが、先ほど来二時間有余にわたつて労働大臣に質問いたしました。しかもその間セネスト禁止との關係、それから緊急調整の問題、さらに公労法十六條二項の問題、さらにはただいま申し上げました珪肺対策、これら目下最も重要な問題について、大臣の答弁は、ほとんど否定的であつたのであります。これは今日の吉武労働大臣の労働感の限界を示すものであるといふことを、私は深く痛感いたします。あなたはかかる感をもつて今後労働政策に臨まれる限り、その報いは必ず受けなければならぬといふことをよくお忘れにならないよ

うに願ひたいのであります。

○船越委員長代理 前田種男君。○前田(種)委員 私は質問に入る前に、通産大臣、岡野國務大臣、大臣がどうしても都合が悪ければ、大臣にわかる人の出席を至急に求めます。

○船越委員長代理 承知しました。

○前田(種)委員 最初に労働大臣にお伺ひします。七年近く占領下にありました日本が、曲りないにも独立国家となつたわけでありまして、しかも本労働委員会は、独立後重要な労働三法を議題として審議の過程でございまして、七年間を顧みて将来の日本の労働組合運動は、一体どうあるべきかといふ基本的な点に對する大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

これは七年の短期間に予想もせなかつたほど組合が急激に發展、擴大されたこと、あるいは資本家陣営が一体占領後の日本の産業はどうなるかといふことについて自信がなかつた、政府また占領下にあつて思ふように行かなかつたといふような三すくみの關係において、ともかく七年近く経過して参りましたが、いよいよ曲りなりにも独立して全国的な協力の上に立つて、日本の再建をして行かなければならぬ。その中心になるべきところの労働關係あるいは経済の自立、この大事な問題でありますので、この一番基本的になる大事な問題であるところの労働組合運動、あるいは労働關係の實踐の上においても、おの／＼反省せなければならぬ点が多々あつたと思ふのであります。しかもその責任が労働組合にあるとか、資本家側にあるとか、政府にあるとかいふようなことをお互ひに言ひ合つてみたところで、それで解決する

ものではなく、むしろ過去の実績を冷静に判断して、将来労働組合は一体どうあるべきか、あるいはまた労働關係について使用者はどうあるべきか、またそれに対して政府の労働行政はかくなければならないといふ基本的な線が、もつと強く打出されなければ、個々のできごとにはびく／＼したり、左右されるということになると、大局をあやまつと私は考へます。この大事なときでございまして、今後の労働政策上、重要な労働關係のあり方、あるいは日本再建に對する組合運動の将来の見通し等について、大臣の基本的な方針、あるいは今後の見方、あるいは今後責任者としてどうやつて行かれるかといふ点についてお聞きしたいと思ひます。

○吉武國務大臣 ごもつともな御質問でございまして、私も終戦後の組合のあり方につきましては、必ずしも全面的には安心してないのでございまして、私がいまさら労働組合といふものはどんなものだと説くことはあなたに對して失礼だと思ひますが、労働組合といふのは、労働者の労働條件をだん／＼と上げて行くというために、個々の者ではそれができなから、團結を許す、そして最悪の場合には争議権までも與えて、これを保障するといふ行き方をとつておるのであります。終戦後に出来た組合は、新しい関係もございまして、あるいはまた占領下であつたとか、かつていろいろな政治に對する反動的な感じもございまして、一時非常に政治的に走り過ぎたきらいがあるのであります。しかしそれも二・一セネストによ

つて組合大衆も体験をいたしまして、これではいかぬ、労働組合というものはうつつかりしているとおふないところ、ひつぱられるぞという事で、組合の中にいわゆる民主化運動というものが起りました、組合はやはり組合主義に走らなければならぬというふうな傾向のできて来たことは、私は非常に喜ばしいと思っております。しかしながらそれではそういう組合主義になり切つていくかという、今日のところ森山さんのお説じやないのですが、政治的な偏向がございまして、とかく労働組合というものが政治に使われる、労働大衆が一部の指導者の政治的な見解に引きまわされるというきらいがあるのであります。でありますから、それは私は日本の労働組合を健全に育てる上においては、はなはだおもしろくない、かように存じておるわけでありませう。従つて労働組合もただ争議をやるというのが能ではないのであります。どうしても自分たちの正しい主張が通らぬときには、憲法に保障した争議権を發動することももちろん許されておることでありませうけれども、争議をやりますれば労働者に得になるというわけではない。争議をすれば労働者に不利な点もたくさんあるものであります。でありますから、労働組合も争議に走ることもなくして、できれば合理的な機関によつて解決をして行くという道を選ばれることが、労働組合が今後健全に発達する上においても、また労働者の労働条件を上げて行く上においても、かえつて近道ではないだらうか、かように私はかたく信じておるわけでありませう。と申しまして、私がそう言つたからといってああさうだつ

た、そういったしよというわけになか／＼行かないのであります。これは皆様方の御協力もいただきませうし、国民一般の御協力もいただきませうし、また労働大衆もこの点に対しての認識を深めて行かれる必要があるのではないかと、かように存じております。○前田(種)委員 私ほもつと基本的な線を聞きたいのですが、あるいはこれ以上吉田内閣に基本的な労働政策を開くということは無理だという人もあるかもしれないと思ひます。しかしそれはそれといたしまして、吉田内閣の中にあつても、労働行政を担当するものはやはり大局を忘れないで、大局をつかんでやつて行くことのでなくてはならない。そうしなければこれの反動が必ず来て、その結果が国家に及ぼす影響というものは非常に大きなものがあるというのを常に忘れてはならぬと思ひます。それで労働組合関係に対しては労働組合のある方に対していろいろ／＼批判もされ、あるいはその都度大臣の所見を承つておりますが、使用者側に対して政府は一体どういう見解なり、あるいは労使関係のあり方に対して、使用者に対してどういう方針を持つて接しておられるか、あるいはどういう意見を持つておられるかという点も大事でありますから、この機会に承つておきたいと思ひます。

○吉田内閣大臣 私も使用者に対しては、もちろん労働問題及び労働組合に対する理解が必要だと思つております。ちやうど労働組合法をつくりました当初であります、組合法の普及に私が参りましたときに、ある事業主の言葉に、労働組合をつくつてもらうんだつたら、うちでつくらぬで外でつく

つてほしいというふうな意見もあつたくらいであります。そういう感覚ではこの労働問題というものは決してうまく行くはずはございません。しかしながら最近私は使用者側の人も会つて話を聞いてみますが、過去七年間に非常に発達したと思つております。組合というもののに対しては一応理解が積んで来ていると思つております。しかし使用者側の懸念されますのは、組合が組合主義の上に立つて、そうして経済的な面で競争をし、また話合ひをされる点については、今のところ異議はないのであります。それは労働組合から要求されたのを、そのまゝうのみになさるべき点にございませう。経済的な面からあるべきであります。組合が経済主義の上に立脚されて組合活動をやられる上においては文句を言われているというものは、私は聞いておりません。ただ使用者側で今日やはり意見のあるのは、組合が政治的な意図をもつて政治的に行動される点に、非常に不満を持つておられるのであります。でありますから、もし使用者側が経済的な面において無理な点があれば、これは私もとたしまして使用者側に極力その理解を深める努力は拂うつもりであります。また幸ひ労働委員会というものが過去七年の間にだん／＼と信用を博して来ておりますので、使用者側も合理的なこの機関にまかせた方がいいという指導を加えておるのであります。

○前田(種)委員 労働組合が経済闘争を中心とし、組合主義により政治的な活動は政党にゆだねるというところに、わが国の現状がなりますならば、一番理想的であると思ひます。しかし道

徳ながら今日の現状はそうなつていないのであります。しかも国民生活の面等から考えますと、非常に逼迫した状態に置かれております。しかもその半面に国民すべてが生活上逼迫した状態にあるかといへば、想像もつかないようなゆたかな生活を一部にはして、多数の労働大衆がみじめな状態に置かれておられるという政治の実情が、いやが上にも労働組合が心ならずも政治的に活動せざるを得ない原因の一つでもあると思ひます。もちろんそれが全部であるとは思ひませんが、そういうもの／＼のものが総合されて、健全な組合活動がやもすれば阻害されて、政治活動の方に主になつて行くという状態になつておるのであります。けれども、私自身もそういう見解を持つております。しかしこの原因がどこにあるかというのを労働行政を担当しておられる労働大臣としては、この中心をつかむということに努力されなければならぬと思ひます。もう一度その点について大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○吉田内閣大臣 お話ごもつとも点でございまして、もちろん一面において国民生活の安定という点を努力しなければならぬことはお話の通りであります。ただ日本の今日の国民生活の状況及び労働者の労働条件の状況は、お話のごとく必ずしもいいとは申しかねます。というのは、賃金だけをとりましても、戦前の約八〇％程度にしか回復していませんから、その面だけから見ても、私はお気の毒だと思つております。しかしながらこれはただ労働者ばかりではなく、御指摘のやうに日本の一般の国民生活の水準とい

うものが敗戦の結果、こういう事態になつたのでございまして、これを引上げる唯一の道は、やはり日本の経済の復活、復興ということが私は先決であると思ひます。労使間の調整という問題も必要でありませう。しかしながら現在の日本のこの現状は、労使間の問題が不均衡であるがために生活が困難なだけではなくして、日本の経済というものがまだ思ひやうに復帰してないところ、最大の原因があるのではないかと、これは結局は労働者諸君の御協力を得て働いて行つてもらう以外にございませう。そうしてだん／＼と日本の経済が復活するにつれまして、もちろん国民生活の安定、勤労者の労働条件の向上という点に、大いに努力すべきものであると私は存するものであります。ただ労働組合運動の点においてはもう一つ遺憾な点は、その面も重要なところであります。日本の労働運動が常に思想的影響を受けるといふ点で、これは重視しなければならぬところであらうと存じます。いろいろ表に現われておる運動の面には、賃金その他の点もありませうけれども、その底に流れるものには常に国際情勢から来る、あるいは一部の思想的影響が常に背後に動いておるといふ点であります。この点はいくら生活安定をつて動かされる面はなか／＼取除かれたいのであります。その点は一一般国民あるいは労働大衆が十分な認識をもつて、一部の思想のあやつりに乗ぜられないところの覚悟が必要であらう、かように存じます。

○前田(種)委員 経済的復興が達成されなければ、国民生活の安定は確保さ

れないといふことはその通りです。しかし経済的復興をなすために一体どうするかといふ場合、日本は資源もなければ資金もない。あるものは労働力だけだ。結局労働力を百パーセント、それ以上を活用することによつて、初めて日本経済の復興が遂げられるという点が、諸外国と非常に違ふのです。それだけに労働行政、あるいは労働者の国家再建における重要性が主張されると思ひます。それだけに労働大衆が、ほんとうに百パーセント国家再建に協力する方向に政府は指導する、あるいはその指導にあくまでも成功しなければならぬといふ考え方にならなければならぬと思ひます。しかしこれはこれ以上のことは質疑よりもお互い意見になりますから、私は触れません。それから思想的にあやつられる者が相当あるといふ点は、私も遺憾に思ふところがございます。しかしこれは終戦後のわずか数年間において、一時に歴大に擴大いたしました浅い日本の労働運動の現状、あるいは経済上の事情その他がございまして、いろいろ寄り道している点もあると考えるのであります。少くともそういう点に左右されずに、ほんとうに健全な組合運動の姿に立ち得る状態に、一体どうして行くかといふことが、今日の重要な問題だと思ひます。その観点からいって、今日今議会上、しかも後半の議会上あわただしく出されましたところの治安関係のいろいろの法規をながめてみますと、結局破防法を中心にいまして警察法の改正、あるいはゼネスト禁止法を出すとか出さぬとかいふ問題、あるいは集会、デモの制限の問題、本委員会にかかつております三立法の

問題等、全部を総合いたしましたして、院外における国民大衆は、要するに大衆の弾圧法規だ、非常に自由が制限されるといふ。こういう法規が集まつて来ると、そういう結論になるのだというところが、大きく大衆を支配していると思ひます。これは一つ一つの法律をとつてみますと、一つの法律で右の足をとり、一つの法律で左の足をもち、一つの法律で片目をつぶすといふようなことにして、自由を制限し、行動を制約することになつて来ると思ひます。今政府が計画しております三立法、法律案が、全部そのまゝ通過いたしましたならば、おそらくこの夏と今年三、四月以前の状況と比較して、非常な大きな制約を受けなければならぬ結果になる。こういうものゝ情勢に對して、それで今日の治安の最小限度の對策と思つておられるのか、あるいはさういふやり方がむしろ拙策だといふ意見もありまして、その点に對する大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 お話の点は一応さういふふうにも見れるかもしれませんが、これはよく申し上げると時間をとりまして、破防法にいたしまして、その他の治安立法にいたしまして、また今度の労働三法にいたしまして、まじめにやつて行かれる方々には影響はないのであります。破防法でも、もう内容はよくわかるので申し上げませんが、これは一部の極端なる暴力者を防止するのがねらいで、むしろそれによつてまじめな方は助けられるのであります。労働組合運動というならば、正常な組合運動をされる方はこれによつて助けられるのであります。でありますから、表向きの運動として、

そういう反対運動が出ると、前田さんあたりもなるほどさうかなといふふうに影響を受けられてさういふ発言をされますが、私は静かに考えになつてみるならば、前田さんたちがさういふ法律にひつかかるはずはない。それでさういふ法律をつくらなくてあな方は安全かといふと、安全でない。ひんびんとして暴力行為を行つものがあるのではないかと。さういふことは今日の民主政治下においてはやはり一日も早く防止しなければならぬ。さういふ法律案に對して労働大衆が反動的な行動をとるといふことは、もうすでに思想的な影響を受けておる証拠であります。でありますから、前田さんのような古い長い労働運動の経験者の方、むしろさうではないと言つて勇気、これはおれたちを對象にするのではないぞ、さういふうまい指導していただきますならば、私は日本の健全な労働運動が早く立ち直ると思ひます。ほんとうにこの法律の對象になりますのは、ごく一部の暴力者だけでありまして、昔であるならば、あるいは前田さんがおつしやるような治安維持法の濫用といふような心配をなさる点もあるであります。今日の政治はもう民主政治にかわつておる。上からは政権が来て政治をつておるのではないのであります。国民大衆から政府ができておるのでありますから、そんなむちやなことではできません。であります。でありますから今日労働大衆がいろいろ意見を述べたことを、全然無理だとは言いませんけれども、多分に一部の者の思想的な影響を受けておるといふことはいふまでもないと思ひます。でありますから健全に進まれる

方々は御協力になつて、さうしてこの非合法的な暴力的なものは、一日も早く日本から根絶するように御努力をお願いいたします。

○前田(種)委員 私は今の大臣の言葉はふに落ちないのです。というのは、法の建前は一応悪質なものに對象にしておられますが、これが實際適用される場合は、多くの人がさういふことを食ふといふことが事実になつて来るのです。これはこの間からの審議の過程から見ましても、この事実が現われて来ると思ひます。第一この間のメーデー事件を見ましても、八百何十人檢査したといふことではあります、檢査されたりした八百何十人の中には、やつた者もありました。何が、何でもない人が多い。石の一つをポケットに入れたといふやうな何でもない者が多くひつかかつて、かんじんなかめの中心になつた重要な人たちはみんなもぐつてしまつて、つかまつておられない。さういふ法律ができませんと、結局何でもない国民大衆が多くの犠牲を出して、首魁と目されるような者が案外つかまらぬといふことになつて来ます。ことに問題があつたと思ひます。今後のいろいろの問題等についても、結局政府はつとめて建設的なまじめな運動をやつておる者には何ら関係がないとおつしやいますけれども、案外まじめな運動をやつて安心しておる者が、何でもないので口実をつつけて、そばづえを食ふといふことがたくさんあります。さらにさういふ法律務委員会の討論を聞いておりますと、共産党の議員がさう言つておるのです。どんな弾圧法規ができて、われわれは潜水艦と同じだ。危険なときは水中に沈み、安全なときは上に浮ぶのだ、はつきりさう言つておるのであります。ですからさういふ法律をつくつても、結局政府のねらつておるところの對象はその對象にならずして、安心している者がその對象になるといふ結果になりますから、そこをわれわれは心配しておるわけですね。それから、今日は昔と違つて民主主義になつてゐる。なるほど今日は国民が主権者でありますから、国民がだれよりも一番上位にすわらなければならぬが、えてして政府なり、官吏のものの考え方の中には、昔と同様に、やはり官僚は国民よりえらい者で、奉仕者でなくして、自分らが主権者だといふ点の方が、多分に抜け切れない点があるのじやないかといふことも考えられるのです。ですからこの点は、大臣が言われるやうなことだけで済めば、世の中はまづたう平穩無事でございますが、さういふ方向にえてして持つて行かれるといふ危険があるから、私どもは言葉を盡して、さういふことのないように、實際に不都合な者、秩序を乱す者が処罰されて、さうでない者がそばづえを食ふといふやうな犠牲がないやうな状態にしなければならぬといふことを注意しておるといふのが、われわれの意見でありますから、その点は誤解のないように、政府は對処してもらいたいと思ひます。

○船越委員長代理退席、委員長着席

先ほど私が申し上げました治安対策のいろいろの法規が、総合されて今日憲法だといわれておりますが、それに対して大臣は、決して憲法でないと言ひされております。しかし私は、今日治安対策の方法として出されております

ところの状態を見て、これで治安の確保ができると思つていないのです。むしろこれは逆に刺激する結果になるというよりな点もありますから、ブラ・ス・マイナスで、はたして政府のねらつておるところの治安対策の効果が上げられるかどうかという点について、多くの不審を持つております。そういう点について、もう一度大臣の所見を承つておきたいと思つております。

○吉武國務大臣 前田さんの御心配になつておる点は、熊本さんも週日おつしやつた点と同様で、これは過去の経験から徴してごもつともな御意見だと私は思つております。でありますからわれわれも、この警戒法にいたしまして、その他の治安立法にいたしまして、運営の面においては十分気をつけなければならぬと思つておられます。しかしその心配のためにとを逃がすということであつてはならない。心配する

ためは、一方非常に極端な暴力主義が行われておるものを、どうにも手がつかない方向に放置するということとは、私はお考えを願わなければならぬと思つておられます。これは運用を誤つてはいかぬということも十分承知しております。一方にそういう極左の暴力的な活動がないならば、将来を心配して立法することは、いたずらに刺激するということでありまして、現にひんぱんとして行われておる。週日のメーデーの際における騒擾だつて、まじめなる労働組合運動者というものは全然参加していない。引込めるとして、一部の者だけがやつておる。だから、ああいうような状況を現在のまま

でいいと前田さんがおつしやるのなら格別で、おそろくあの状況というものは、前田さんあたりも御否定になるに違いない。政府は何をして、早くああいうような極端な暴力者はやつつけなければいけないじゃないかというの、おそろくあなたの方の真意であると思つて。だから、そのために立法してあるのではありませんか、心配の点は私にはよくわかりませんが、一方そういう者を除外するに必要な最小限度の立法措置には、ぜひひとつ御協力を願いたいと思つて。

○前田(種)委員 今の答弁を聞いておりますと、現行法規ではどうにもならないのだから、法規を強化しなければならぬというのですが、強化することによつて完全に逃がさずにつかまえるという結論が出るならば、それも一つの方法です。しかしこの程度の法規をつくつたからといって、とうていその実績は上らないと思つておられます。はつきりと地下にもぐつてくる連中を完全につかまえてみせるというだけの答へが政府にできますならば、こゝでそのお答えをしていただきたい。この程度のことでは足りないと思つておられます。むしろもつと全体の総合的な対策を考へることが先決問題ではないかと考へます。その総合的な対策等について議論をすればきりがありませんから、議論をしようとは思いませんが、これだけの法規の不備を補うことによつて、完全に逃がさずにつかまえるというふうな考え方は甘過ぎる。そういう甘いやり方では、かえつて迷惑するのは国民大衆だけだと思つておられます。私は指摘しておきたいと思つて、提案されております本法案の逐條に

ついては後日に譲りますが、一番問題になりますのは、昨日も、またきようの午前中も問題になりましたところの労働関係調整法中の、大臣の権限の緊急調整の問題だと思つておられます。争議権を認め、罷業権を興えておられるが、大臣の処置によつてそれはストップされるというふうな措置がとられておられるというの、この法律の中一番問題になる点だと私は考へます。これは冒頭に私が申し上げましたように、過去六年度の実績の上に立つて、現在のようになぜネストを頻繁にやつたり、いろいろなことをやられるというところでは、救わなければならぬというその気持はわかりますが、こういう措置をとれば、結果はどうなるかというのを考へてみなければ、資本家陣営が一べんに強化されると思つておられます。要するに争議権を持つておつて、万一の場合は争議をやるぞという労働組合の最高の権利が認められておつて初めて、対等の労働間の交渉というものはできる。ところがその権利が大臣の処置によつてストップされるという法的措置が講ぜられますならば、結果から見ますと、興えた権利が実行できないということになります。そうすると今度は相手側が、ストというものはやれぬものだ、やれないからという点で、非常に強腰になるといふ点で、今後の組合運動、労働間に逆の悪い結果をもたらす危険性が多分にあると思つておられますが、この点に対する大臣の見解を承つておきたいと思つておられます。

○吉武國務大臣 この緊急調整の関係について、使用者側が強くなるというお言葉であります。使用者側から言わせると、こういう緊急調整にかかつて調停にかかると、自分の方はとられるばかりだということも言つておられるのであります。でありますから、この合理的な機関にかける場合には、どちらが得をするとか、どちらが損をするとかいう問題ではなくして、公平に見て、妥協なところで解決がついて行くものだと思つておられます。たゞ争議権を一つおとしさすればとれるのだというところは過去のことであります。今日争議をやつたかといつて、事業主がそれではひどい出しましやうというわけでもないのではありません。それはもう早い例が、この間の私鉄のときの争議だつて同様であります。必ずしも争議に入らぬでも、あれくらいのもものは調停委員会です。あつて、それではいかに調停委員会が妥協できたのではないかと、何だかいたします。でありますから、何だか争議権を制限されると思つておられます。ふりにお考えになりますけれども、これは前田さんのように長い間労働運動をおやりになつておられる方はおわかりでしようけれども、争議は、やつて常に得をするものではない。でありますから、合理的なもので解決するといふ処置は、結局大きい目で見ますならば損がない、かように存じます。

○前田(種)委員 今私鉄の例を出されましたが、私は私鉄の例を引いて質問したいのです。というのはストをやつたために、これは全体ではないかもしれぬが、二〇%ないし三〇%で妥協しております。だからこれだけの条件が確保できるならば、なぜスト寸前に解決がつかないかと私は言いたいのです。極端に言えば、ストをやられた

からといつても、会社が開けないものなら、一週間電車がとまつてもやむを得ないといふことがあつてよいと思つておられます。わずか半日か一日ストをやつたことによつて、二〇%ないし三〇%という相当大きな金額のものが妥協するといふことになれば、半日前の、ストがとまる寸前に妥協するといふ労働のあり方が望ましいと思つておられます。今日までの冷却期間の活用等については、スト権を獲得するために活用されるというので、改正案を出されておられますが、ほんとうに団体交渉が、この問題を事前に防止するといふ点に誠意協力しようといふあり方にならなければならぬ。しかし今の実情は、ストをやらなければ、解決がつかないといふ実績をすでにつくつておるのです。この悪い習慣を何とかして正常のところに導かなければいけないといふ私の見解です。だからこの点から私鉄の例を申し上げますと、あるいはある程度の条件はスト前にできておつたかわかりませんが、結果から見ますと、ああいう数々のストをやられたために解決つけないというやり方、ストをやらなければ決して解決つかぬという状態が私はいかぬと思つておられます。そういう状態にならなければ解決に行かぬといふことになれば、やむを得ずストにならざるを得ないといふことになり

ますから、私はそういう状態をなしに、労働間の問題が解決するやうな状態に持つて行きたい。それが今度こういう処置ができるということになりまして、その処置に依頼して、使用者側の方は必要以上に強い態度を持つて参りますと、結局問題は解決つかない。つかなければどうなるかといふと、こ

これは非合法的な方法を講じなければならぬという問題が生れて来ます。せつかく正常な方向に組合運動を持つて行こうとするものが、やむにやまれず非合法的の方向に持つて行かれなければならぬという事になれば、将来これは危険な状態になつて参りますから、こういう点を勘案いたしますと、この改正案から来る資本家陣営のものの考え方というものは、非常に強い武器を得たことになるにきまつておるのです。その反対に労働組合側から見ますと、実質上スト権が剝奪されるという事になりますから、この点を私は非常に心配し、また組合側は、組合の生命としてスト権が実質的に奪われるという事に対しては、いかなる方法をもつてしても反対しなければならぬという気持ちが出て来る、私はそう考えます。もう一度その点承つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 お話の点は、私もさういふ点もあろうかと思ひますが、この労働委員会というものは、使用者側の味方をする労働委員会でありますれば、ことごとくが解決するはずはないのであります。でありますから今日中労委というものが、大きい争議でも昨年未解決しておりますのは、やはり信頼を博しておりますからであります。それは労働委員会というものは使用者側と労働者側と両方の代表が出、しかも中立委員は両方の承認を得た者が中立に出て、公正な機関として、しかもそれが一年、二年とだんだんと経験を積んで信頼を博して来ておる。でありますから、この緊急調整の案というものは、政府がかつてに制限して、政府がかつてに案を出すのじ

やないものでありますして、中労委におまかせをして、どうぞひとつ中へ入つて収めてください、こういうことでありますから、労働者側の全面的な意向をのむという事はむづかしいかも知れませんが、大局的に立つて見れば、決して労働者の損になる結果を生まないう、かように存じております。

○前田(種)委員 大臣がさう言われると、もう一言私は申し上げますが、今までの中労委の実績が割合に効果を發揮しておると言われますが、従来の労働法規のもとであるから、中労委が実績を上げておると言います。もし緊急措置のこの改正案が施行されますと、中労委がいかに熱心に努力されましても、資本家陣営が相当強くなつて参りまして、公正な今までの実績を上げることは不可能だと私は今から言つておきます。必ずさうなります。今日スト権があるし、又ストがやられるという状態のもとにおいては、何とかしてこれを大きくせずに解決しようとする中労委のあつせん等が、ある程度効果を發揮しておりますが、この処置が講ぜられまして以後における中労委のあつせんというものは、なか／＼容易に資本家陣営は聞くはずはないと思ひます。だからさういふ点から行く

と、今までの実績を高く評価されますが、私はなか／＼容易でないという点に今後ふち当たると考えます。この点がこの法律の一番中心だと私は考えますので、私の申し上げておりますこの点に対して、もう一度お答えを願つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 これは前田さん御承知のように、五十日間の制限をしておるのでありますして、現在の中労委の態度がへんばな態度にかわるという事になれば、これは五十日置きまして、六十日置きまして、解決しないという事になります。でありますから、私はその点は御心配なくいいものではなから、それからさういふことを解決する方法は自主的にやるか、さういふふうな調停でやるかしかありません。それで自主的にやるものは、私は自主的にやるがいいと思ひます。けれども自主的にやつて解決がつかない、しかもそれが国民生活に重大な影響を及ぼす場合に、政府はこれに對してさういふ処置もつけない、ほつておくんだ、けんかはけんかであらしてあげばいいんだという事は、私は許せないと思ひます。でありますから、さういふ御意見はあるであらうし、けれども、結局さういふ重要な、国民生活に大きな影響のある争議につきましては、緊急調整の方法をとるよりほかはないではないか、しかもそれが一番結果的に見れば、公正ではないかと思ひます。しかしながらこの運用につきましては、決して濫用すべきものでございまして、自主的な解決をまず原則にすべきことは当然でござい

には否認する形になりますし、五十日経過すればできるじやないかという事にもなりますが、一体さういふ時間のあやを置いて、ストが初めの目的通りやるかどうかということになると、そこでまた大きな障害にぶち當るので、その点相手の連中に非常に大きな力を与えるという結果になります。

○前田(種)委員 重ねてお聞きしておきたいのですが、今大臣は、濫用しない、あるいは政府機関としてはこの程度のものであつて得ないというように言ひ方でございますが、私はこれは組合運動、労働組合の基本権に触れる問題でありますから、この点だけは労働組合の立場から承認できぬのです。というものは、形式的にはスト権を否認しているわけではありませんが、実質的

かとかうに存じます。

○前田(種)委員 もちろんこれは調整機関以外に、非常権を持つておるアメリカの制度である。しかし資本家に対して、無理を言つた場合は、政府はその事業を接収するといふだけの非常措置、さういふものが使われることは、国として遺憾なことでありまして、さういふ権限を持つて、資本家にもらみまをさし、しかして労働者の方を押えるといふところで、均衡が保てるかと私は考える。一つだけ切り離してどうという事を私は言つてない。

○吉武國務大臣 アメリカの例をとつたのでありまするが、アメリカも国民生活に重大な影響のある場合は、緊急調整の方法をとりまして、六十日間の制限を受ける。なおそのあと十五日と五日、合計八十日間の制限を受けております。今話になりました大統領の接収権は、その緊急調整のほかにさらに非常権として持つておるのであります。でありますから、工場接収権だけあればいいんだと言ひましても、それは非常権でありますから、さういふ非常権をそつたが、使つたわけにも参りません、やはりその間に緊急調整の制度というものは私は必要ではない

○吉武國務大臣 アメリカの例をとつたのでありまするが、アメリカも国民生活に重大な影響のある場合は、緊急調整の方法をとりまして、六十日間の制限を受ける。なおそのあと十五日と五日、合計八十日間の制限を受けております。今話になりました大統領の接収権は、その緊急調整のほかにさらに非常権として持つておるのであります。でありますから、工場接収権だけあればいいんだと言ひましても、それは非常権でありますから、さういふ非常権をそつたが、使つたわけにも参りません、やはりその間に緊急調整の制度というものは私は必要ではない

かとかうに存じます。

○前田(種)委員 もちろんこれは調整機関以外に、非常権を持つておるアメリカの制度である。しかし資本家に対して、無理を言つた場合は、政府はその事業を接収するといふだけの非常措置、さういふものが使われることは、国として遺憾なことでありまして、さういふ権限を持つて、資本家にもらみまをさし、しかして労働者の方を押えるといふところで、均衡が保てるかと私は考える。一つだけ切り離してどうという事を私は言つてない。

もう一つは、やはり労働組合運動の本質は、あくまでも罷業権を興えるということが本質であつて、その罷業権が行使されずに、労働関係が円満に行くとさういふ方にならなければならぬと思ひます。私は昨年十月イギリスに行つたとき、ちょうど十月二十六日でありましたが、選挙の勝敗がきまつたときに労働党本部に行き、労働組合総評議会の本部に行つて、いよいよ保守党内閣ができた場合に、今度は労働攻撃が相当きつくなるだらうという事を、端的に質問いたしましたときに、労働党のミスター・ヒューズという国際局書記長、総評議会のミスター・ネルという国際局の書記長は、私にこう言つた。さう簡単なものじやない。イギリスの労働組合はゼネストをやるだけの實力を持ち、八百万近くの組織も持つておるが、労働攻撃が、今後きつくなるといふ簡単なものじやない。労働攻撃が積極化されるかさうでないかという事は、政府の出方によつてきまるのだ。もう一つは、今度の選挙でもわかるように、六年間も政権を担当しておつた労働党が、依然として票数の

上においては保守党よりも二十二万も
多く票をとつてゐる。その差はわずかに
二十五だ。普通ならば六年も政権を
とつた政党なら、もつと大きな開きで
負けぬのがほんとうだ。それだけの実
力を持つてゐる。だから今後労働政
勢がきつくなるだろうという君の質問
は、一応もつとだがと言つて、つけ
加えてこつと言つてくれた。イギリスの
労働党なり労働組合は、その単純に物
事は考へてない、いわゆる町で社会主
義者が革命行動をやるような、そつ
りばかなことは考へてないのだ。それ
から政治ストをやつたり、ゼネストを
やるというよりなやり方を簡単にやれ
ば、国の経済が破壊される。国の経済
が破壊されると、一番先に困るのは、
資本家であつて労働大衆だ。そつ
りばかなことは、イギリスの労働組合や
労働党は考へてないのだ。しかしわれ
われは実力を持つて、そつりばかなことは
考へずに、結局、勝負は投票箱ときめ
るのだという考へ方を語つてお
りましたが、さすがにイギリスの労働党
の幹部であり、総評議会の幹部である
実力を持つた人の言葉として私は聞い
て来ましたが、かくあるべきだと思
います。しかし日本の実情はなか／＼そ
うは行かない原因がある。先ほどから
お尋ねしたように経験も浅いし、実力
がない。あるいは経済上においても、
その他の條件においても、そつりば
わけに行かない。私はやはり日本にお
いても、今のような状態で日本が経済
的に再建されるとは思つておりませ
ん。どうしてもこつりばな関係を正常な
方向に導いて、むだな摩擦を避けて行
くようにしなければなりません。しか
しそれは何も労働組合だけの責任では

なく、資本家も同様責任を負ひ、政府
また責任を十分感じてやつて行かな
ければならぬ問題であるはずだ。そ
ういふ観点からいつて、今度の治安対
策全体の政府の処置は、はなはだ遺憾
だ。むしろ労働組合関係を刺激する結
果になつてゐる点が多分にあると私は
見ておつた。しかも労働組合の基本
的な権利であるところの争議がやれな
いような状態にしてしまふと、先
ほどから繰返し申し上げますように、
使用者側の意思というものは相当強く
なつて参ります。私はやはり罷業権を
完全に與えて、いつ何時でも争議がで
きるような状態に置いておいて、そ
して争議が起らずに問題が処理され
るというところに、対等の立場に立つて
労働関係の調節がとれる。しかしそれ
が今度の緊急調整で相当曲げられると
いう結果になりますから、この点だけ
はどうしても承認ができない問題だと
私は考へます。この点について大臣は、
この程度のこととはやむを得ない今日の
状態だと言われますが、私はやむを得
ない状態だと了解するわけには参りま
せんし、どうしてもこの点だけはこ
の條項から削除してもらふようにしな
ければならぬ。また削除せなければなら
ぬと考へます。さらに今言われまし
たように、これはめつたに使うべきも
のではないと繰返し言つておられます
が、三十五條の二に書いてあります
ように、公益事業に限つておりません。
その規模の大きき、あるいは特別の性
質の事業ということになるから、小
さな事業でも特別な性質のあるものにつ
いては適用されるという場合が出て参
ります。従来の労働法で行きまですな
らば、強制調停等は公益事業に限られて

おりましたが、今度はそうではなくし
て、一般民間事業でも特別な性質の事
業といふことになる、国民生活に重
大な影響を及ぼす、あるいは国家産業
に重要な影響を及ぼすといふような問
題は、どの産業といへども国民生活に
関係のない産業はない。だからこれは
解釈上によつては、あるいは今後政府
のものの考へ方によつては、相当幅広
く適用されるという危険性が多分にあ
ると思ひます。局限された、真に国民
生活上やむを得ないといふふうな、非
常に消極的に考へられるべきものばか
りではなくして、相当広汎な問題まで対
象にして、特に規模の大きい小さいに
かはらず、特別な性質の事業に関
してはといふようなこつりばな文句を使
われたところにも、相当意味深なる
政府の考へがめくらされておる。その
考慮は労働組合側から行けば、どうし
ても納得できない考へが拂われておる
と私は見ておりますが、大臣の見解は
どうでしょうか。

○吉武國務大臣 前田さんのイギリス
の労働組合運動及びイギリスの労働党
のあり方についての御見解は、私もそ
うありたいと思ひます。イギリスは長
い間の経験を経て今日に來つておりま
すから、つまらない行動をとらないで
非常によく行つておるのであります
が、前田さんも御指摘になりましたよ
うに、日本の労働運動は終戦後に生れ
たものも相当ございまして、まだ年月
としては浅い。従つてイギリスの労働
運動のようないふ方になつて行くに
は、日時がかかることと思ひるのであ
りますが、私は一日も早く労働運動がそ
ういふふうな健全な姿になることを希
望いたします。

なお緊急調整の点につきましてもい
う御指摘がございしましたが、なるほ
どこれは公益事業に限つておりませ
ん。しかしそれはすでに現在の労働法
の十八條におきまして、公益事業
そのほか大規模な争議や、特別の性
質——特別の性質といふのは、労働法
の際にも申しましたが、ごく一部のワ
クチンの製造にいたしては、そこ
の工場がとまつてしまふと、国民
生活の保健上非常に脅威を感じる場合
があるからでございます。必ずしも全
國的な地域にわたるものだけが、国民
生活に重大な影響を及ぼすとも言い切
れませんので、置いただけでございま
す。従ひまして、これが運用につきま
しては、私も十分留意をして行くつ
もりでございます。

○前田(種)委員 午前中森山委員のゼ
ネスト禁止法に対する見解について、
労働大臣はゼネスト禁止法はまつたく
治安上から考へられなければならない
本質的にはさうあるべきだといふ答
をされましたが、私はこれは反対で
す。あくまでも労働組合に關係する一
切の問題は、本質的には労働法の建
前の上に立つべきである。労働組合運
動が、行き過ぎやいろ／＼なことのた
めに、治安立法として法務府を中心と
するところの立法措置によつて制約さ
れるといふことは、これは本質じやな
い、逆だと私は考へます。あくまでも
労働法は、その国の民主化が達成さ
れ、その国が正常に発展する建前から
行きますならば、あげて労働立法の中
に、そつりばなものがもし必要ならばあ
るべきであつて、治安立法としてある
べきでないといふことは考へますが、この点
に対する大臣の見解をもう一度承つて

おきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 これは午前中も申し
ましたが、ただゼネストだから禁止す
るという行き方は、私はどうだろう
かと思つております。問題は、ゼネスト
が国民生活を非常に脅威に陥れるよう
な事態になつたときに、これをどうす
るかといふ問題であります。そつりば
な来ますと、おそくそつりばなう
ストライキは、普通の健全なる組合活
動としてはないのではないかと思ひ
ます。しかし過去七年の間に、二・一
ゼネストみたいな形において行われた
こともあつたのでありますから、今後
においても、ないとは限らない。そつ
りばな、それでそつりばな問題は労働
問題として行く方法がつかぬといふ
と、そつりばな政治的な意図の多分に含
まれたものは、やはりこれは治安上の
処置によらなければならないのではな
いか、かように存じまして、労働法とし
ては今日のところ、緊急調整のところ
が限界ではないだろうか、かように存
じております。

○前田(種)委員 この問題は、論議を
しますと時間が延びて参りますから
さらに後日に譲りますが、地方公営企
業労働関係法案の中心をなします問題
の二、三の点について承つておきたい
と思ひます。第一は、これは御承知の
ように公企労法と同様にスト権がない
のです。私はあくまでもスト権を持た
すべきだと主張いたします。それは実
から行きまして、東京の地下鉄はス
ト権があつて、都電はないといふよう
な状態は、現実には不合理な状態であ
つて、私はスト権は與えてしかるべき
と思ひます。もしスト権がない場合

も、団体交渉の範囲というものは相当に広範囲に許されてしかるべきである。ここに指摘されておりますところは、団体交渉の範囲等につきましても、項目をあけて、それ以外のものは許されないという状態にすることは、労働組合がその企業にほんとうに協力態勢を整えようとする場合におきまして、非常な制約を受けます。あるいは管理権、経営権に入ることがいいとか悪いとかいうようないさかいな議論もございしますが、ほんとうにまじめな労働組合でございすならば、少くとも経営協議会あるいは経営上の問題についても、相当団体交渉の中において発言の余地を與え、あるいは交渉の余地を與えることが、かえつてその労働組合が実行行使をせずに、団体交渉によつて解決できると思ひます。労働省が最初に立案された條項に比較いたしますと、就業規則の問題、共済及福利厚生に関する事項、あるいは専従職員に関する問題等々が省かれてゐるのです。私は、こういうことは新しく政令を法規にかえようとするスタートにおきまして、当然もつと幅広く団体交渉の内容を與えなければ、相手側の理事者に口実を與え、そうして非常なきつうくつな組合活動の中に制約されるということになると思ひますが、この点に対する見解を承つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 地方公共団体の企業につきましては、形の上ではなるほど地下鉄その他と似ておるものであります。御承知のように相手方は公共団体であります。つまり地方の公共団体は一般の公民に奉仕する形になつておるのであります。会社の方、使用者側

はこれは一つの営利団体である。利益を求める団体であります。ところが片一方の公共団体は利益を求める団体ではないのでありますから、そこに普通の労働関係とは違ひがある。しかしながら労働条件について、ただ公共団体だから県会できめればいいではないかというわけにも参りません。業態はお話のように地下鉄あたりと似たところがありますから、従つてその待遇については少くとも団体交渉権を許して、最終決定を県会や都会にまかせようじやないか、こういう趣旨でありますけれども、経営についての参加を認めるとか、なんといふ点になりますれば、私企業についてはどうしなれば、自分たちに直接影響を持つて来るというところもございしやうけれども、公共団体の方は、もし利益が上らなければ上らないで、一般会計から繰入れの方法もございしやうし、あるいはまた料金その他につきましても県会でこれを決定することができるとありますから、従つて私企業と同じようか、かように考へております。

○前田(種)委員 どうも公共団体あるいは公共の福祉という名前のもとに、実際は当然あるべき交渉権、罷免権等が、大幅に制限されるという結果になつております。今日国内のこの法律を適用される主要な団体でありますところの都市交通のごときは、戦前戦後を通じておきます。一番健全な組合だといわれ、鉄以上の実績を持つており、また事業にも協力している団体だといふことが言えるのです。そういう組合がかえつてそういう名前のもとに多くの制約を

受けるということになつて参りますと、先ほどから申し上げましたように、労働組合運動がすなわちあるべきものが、かえつて曲げられるという結果になつて参ります。私はむしろ団体交渉権の範囲等は相当大幅に認めて、そうして実際に労働組合が事業に對しても真に協力態勢ができるような状態にすべきだと考へます。それで何らの弊害がないと私は思ひます。

それからもう一つは、先ほど問題になりました公企労法の第十六條、第三十五條の關係が、本法によつては第十條、第十六條といふことになつて来ておりますが、どうも公企労法の條項よりも弱くなつたのではないかと私は見受けまします。この点からいつて一応この内容について、もつと明確な線を出さなければならぬ。公企労法であれだけ問題を與へましたから、その問題がないようにするのが進歩的な新しい法規であるべきであるにもかかわらず、後退したような結果になつておるからいがあるのです。この關係に對する説明を、あるいはこの点については局長からでもいいですから、ひとつ説明願つておきたいと思ひます。

○賀來政府委員 十條と十六條に書いてありますことは、公労法の十六條、三十五條と同じでございます。後退をいたしておりません。

○前田(種)委員 十條並びに九條、八條という關係になつて参りますと、協約等も、九條ではその定める規則その他の規程に低触する内容といふようなものに拘束される。こうなつて参りますと、東京都の例を引きましますと、相当こまかい規則、規程があるわけでありまします。これに一々低触するということ

になつて参りますと、団体協約等が相当大幅に圧縮されるのです。もちろん議会の承認を得る場合は許されますが、前段にこういう規定が本法に盛りれておきますと、その規定に拘束されまして、協約といふものが非常に狭められるという結果になつて参ると思ひます。その点に對する局長の意見を承つておきたいと思ひます。

○賀來政府委員 地方におきまする條例と規則との關係につきましては、われわれもいたしましては非常に慎重に扱つたつもりであります。特に御意見のように団体交渉が行われ、かつ団体協約を締結するといふことがこの法律の最も主要な点であります。関係から、これが規則あるいは條例等によつて必要以上に制約されないように注意をいたしたつもりであります。この法文の書き方は、さういふ意味において、條例は地方においては法律にひかへるものでありますから、一応條例に低触するものにつきましては、それがかえられるまでは効力が出ないといふことになつておりますが、規則につきましては、これは協約の方が強いといふふうな書き方をいたしておるのであります。

○前田(種)委員 この点はまた逐條審議のときに触れたいと思ひますが、第十一條の爭議行為の禁止の場合に、次の第十二條におきまして、労働組合を処罰する規定があります。十一條二項のいわれる企業者側に対しは、「してはならない」といふ規定はありますが、十二條では罰則規定はないのです。これはまつたく片手落ちぢやないかと思ひますが、その点の見解を承つておきたいと思ひます。

○賀來政府委員 十二條につきましても、十一條違反についての取扱ひ方を規定いたしておるのであります。公労法の場合と同じように、本法に規定する手続に參與し、救済を受けることができないといふことが書いてありますが、罰則としてはございせん。

○前田(種)委員 私の言つた罰則は、処罰の意味の罰則でありまして、違反行為の罰則のようにお聞きになつたと思ひますが、それは私の質問の言ひ表を誤解した者は、十二條によつて解雇することができるといふような、企業内におけるその他の罰則規定です。要するに処分その他の方法がここに書いてあるわけですが、しかし同じようにそのいふ規定を設けるならば、この二項のいふ企業者側に対して、何もきつてないといふ点については、やはり何か制裁を加へるべきだと私は思ひます。どうですか。

○賀來政府委員 對等の立場という意味から言つて、さういふ御意見も成り立つかもしれないが、いやしくも公共団体の責任者といひまして罰則をいいますか、さういふものがないから、さういふ閉鎖をやるということはないものと思ひます。

○前田(種)委員 次にこの法規に關連いたしまして、午前中にも質問がございしましたが、いふゆる公共企業体に關係のないといふ意味において、單純業務の條項を、最初の原案にはこの中に入つておりましたのが、提案されるときに削除されております。午前中は何か別途の方法をもつて処置をしたいといふ大臣の御答弁でありましたが、これは御承知のように相当長い間もみに

もんで来た問題でありますし、また政令がなくなるときには、必ずこれに対するところの代案を考えて処置するといふ答弁がたび／＼なされておつた経過から申しましても、当然この中に入れるか、この中に入れられなければ別途の方法を講ずべきであると考えます。しかも私はあくまでも労働省の所管としてやるべきだといふ考え方を保持しておりますが、その点に対する大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 お話のように附則二十一項に規定しております單純勞務については、別の法律で定めるといふことになつておりますので、検討いたしております。あるいはお話のように労働省として立法すべきものじやないかと申しておりますが、これは自治庁の方とも今相談中でございまして、いづれ將來何らかの形において設けたい、かように存じております。

○前田(種)委員 時間もだん／＼延びまして恐縮でございしますが、最後に基準法のことについて承つておきます。基準法の中で一番重大だと思ひますのは、やはり十八才未満の坑内労働者の問題と特定の女子の時間外勤務、深夜業務の問題だと思ひます。大臣が本会議でもある一昨日からいろいろ／＼答弁されております中に、イギリスの例あるいはILOの例を引かれて当然だといふ見解を申し述べておられますが、私はあくまでも現行法でもうしばらくがまんすべきだと考えます。なぜかと申しますと、この問題が一つの突破口として、労働基準法を悪くするのではないかという世論があるわけですから、独立して何日を出してこようというところに手を聚めて、そしていろ／＼

りくつを設けられまして悪くするといふやり方に対して、私は基本的に反対です。というのは、なぜ急いでこようことをやらなければならぬかといふことを考へてみますと、そう大して急がなくても、大所高所から十分に検討してもおそくないと考へるのであります。特に監督官庁の厳重な監視の上、設備等が十分許された範囲内においてこれを採用するといふことを言つておられますが、今日の法規が完全に事業上に適用されておるかどうかいふ点を見ますと、現行の基準法がなかなかそのままで適用されていらないので、相当たくさん違反行為が平然として行われてゐるのが今日の現状であります。そうした中に十八才未満の坑内労働を許すといふことになりまうと、結局許されない事業場にまでもそういう点が悪用されることになつて来ると私は考へます。技能養成の問題はあくまでも必要である。禁止されてゐるところの坑内以外において技能養成の措置をつくつてやることは必要でございますが、十八才未満を坑内に入れて、しかも技能養成をやるというやり方には相当危険性が伴いますから、どうしてもこのことが納得の行かない点です。それから女子の時間外労働の場合に、特定の計算あるいは期末あるいはその他の方法というように限られた項目を掲げておられますが、これは引用いたしますと相当大幅に適用されることになりまう。百貨店などではなおろしをやる、普通の商店、会社がたなおろしをやるような場合に、もちろん会計整理をやつておる者ばかりでなくして、伝票や商品の一切の清算をする者までも許されるということに、相当幅

大して適用される危険性が生れて来るわけですから、さらに深夜業を許される特定の女子に対しまして、いろ／＼事情が出て参りまして、相当擴大して許されることになつて参りますと、やがてはこれがまた通俗的になつて参りまして、相当違反行為がこれを機会に大幅に行われることになつて来るものが心配されるのでございまして、この点に対する大臣なり局長の見解を承つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 坑内労働の問題であります。前田君の御心配の点は私もよく氣をつけておるところでございまして、御承知のようにこの技能養成は若いときからやりませんと、十八才になつて初めて坑内の技能養成をやるのだといふのは、実情に合致しないと思ひます。従つて十六才になつて十八才まで、一人前に働くまでにいろいろ覚えるのであります。その際に坑内の作業について、坑内の技能を習ふ必要の限度において坑内に入ることを許すといふことは、これまで實際の必要があるのではないかと申つております。これが國際的に許されてゐないことであるれば、私はこれをいいてやうとは思ひません。しかし國際労働條約では、十六才から十八才までは技能養成ばかりではないのです。技能養成のほか特別の装置さえ考へるならば、一般作業では許せるような條約があるものであります。でありますから技能養成だけでも十六才から十八才まで許すことは、國際労働條約でも認められてゐることである。また各國の例を見ましても、イギリスは十五歳以上は技能養成ばかりでなく、條件なしに許してゐるものであります。また他の國の例をとつ

てみますと、豫州でも十六歳は別に條件なしに許してゐる。フランスでも十四から十六までの間は、一定の作業に限つてやはり地下労働を許してゐる。でありますから他の國の例をずつとつてみますと、十六才から十八才について、せめて技能養成をすることは、その國際的に劣つておるとは思ひません。それが必要のないことなら別でありまうけれども、十八才になつて初めて坑内に入れてもらつて坑内作業を覚えるといふのでは、いかにも実情に合致しない点でありますので、今回の改正をするのであります。でありますから技能養成といつて、これを一般作業に使うといふ脱法的な行為をすることは許されるべきではないと思ひますが、昔と違つて今日は坑内労働組合が非常に発達しておりますから、そんな違反が堂々と労働組合の前で行われるとは考へられませんが、私はこの程度のことは必要であらうと思ひます。

○前田(種)委員 今大臣が言われましたように、技能養成があくまでも必要だといふことは私も認めます。しかしこれは坑内に入れないことも、一、二年の間は炭鉱全体の作業場の実態その他点について十分習得せしめる。あるいは坑外において坑内の実情等の予備的な教育をやるという方法もあると思ひます。問題は坑内に入れるという点だと思ひます。それについて國際労働機關なり、あるいはイギリス、豫州等の例を言われましたが、これには設備の面においても、衛生施設の面においても、あるいは賃金その他の労働条件において、あるいは健康診断の面、社会保障全体の面において、わが國と西洋各國の実情とは、相当大きな差があるこ

とを考へなければならぬと思ひます。そういう点を考へずに、他國が十五歳でもやつておる、あるいは十六歳でもやつておるので、日本でも當然許されてよいといふことではあります。實態にそつとつていふ大きな開きがあることを考へなければならぬ。もう一つは日本の場合には往々にして現行法規ですら脱法行為をやらうという風習が、相當露骨にあるのであります。おそらく諸外國は法規に対しては嚴重に守るといふ建前の上に立つて、一切のことがやられておる。日本の場合には逆に相當大幅の違反行為が行われてゐる現状のもとにおいて、こつとつて許され

るもの、また許されてゐない中小の炭鉱においても、そつとつていふことが行われるのではないかとこつとつて行われる。通産省の係りの課長も見ておられますが、一体通産省としてはその問題について、そつとつていふ弊害がないような措置をとられるかどうかといふ点を、通産省としてお答え願ひたいと思ひます。さらに大臣としてもその点についてもう一度お答え願ひたい。それから後段に申し上げました女子の時間延長、深夜業務の問題について、鶴井局長からお答え願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 重ねての御質問でございますが、ただいま申し上げましたように、おそろしく前田さんも十六から十八の技能養成についての御異議はないので、もしそれを認めると脱法行為が行われはしないかといふ御心配のようであります。だからその点は私も法の施行の上においては嚴重に留意をいたします。と同時に先ほど申しましたように、今日の労働組合はそんなものをそつとつて見ておるわけではござ

いませんから、私は大丈夫施行できる
と思います。

○加藤説明員 私立源の炭政局の炭
業課長をやつておられますので、坑内
労働のうち特に石炭関係のことしかわ
らないわけですが、その範囲
内でお答えしたいと思いますが、その
まず第一番に、坑内作業の予備知
識を興えるという程度のものであれ
ば、坑外でできるではないかというお
話でございますが、全然坑内を見たこ
ともない人に、実際の坑内の作業のや
り方を教えるということは、そのこ
と自体が不可能ではなからうかとい
ふに考えます。それから濫用される
かどうかということでございますが、
実は坑内労働に対する監督権は、今度
のこの基準法の関係につきましても
ちろん労働省でございます。通産省の
方としましては、これは私の局の権限
の範囲外になります。一般の労働基
準と切つても切れない関係にある鉱山
についてだけの保安法という特別法が
ございます。その保安法に基きまし
て、鉱山保安局の方でその監督をいた
しておるわけでございますが、この鉱
山保安法による監督というのは、年齢
だとかそういうものの違いによつて監
督がかわつて来るというふうな性質の
ものではございませんで、坑内一般に
ついての保安の監督という見地から、
特に年少者だけを対象に監督を強化す
るとかなんとかいうふうなことは、保
安法の建前から現在していないわけ
でございます。それから、少し順序が
逆になつたかと思いますが、技能養成
の必要があるかどうかという問題でこ
でございます。この点につきましては、私
どももいたしましてはまったく中立的

な立場でございます。ただ申し上げ
られることは、今度そういうふうな規
定が設けられ、技能養成という目的の
ためには坑内労働をやつてもいいとい
うチャンスが興えられることは、非常
にけつこうなことだといふふうに考え
ておるということでございます。先ほ
どから御懸念がございしますが、これ
はあくまでも坑内労働そのものが目的
ではないのであつて、坑内に入るとい
うことは技能養成の一つの手段とい
う考え方、これは労働省が御監督に
なるわけでありまして、私どももそ
ういふ方面の指導は側面的にやつて行
きたいと考えております。

○前田(種)委員 先ほど大臣は技能
養成は私も認めておると言われました
が、私は必要は認めるのですが、しか
し技能養成を坑内に入れてやること
は反対であります。坑外で技能養成
素地をつくるというだけのこと、
それ、十六歳、十七歳の子供を坑内
に入れることは残酷だといふふうに
私は考へます。それ以上は言ひませ
ん。それからその点については設備
が、何といつても日本の炭坑の現状
においては無理です。現在十分設備の
整へたところに対して許可をすると言
つておられますが、それがはたして完
全に守れるかどうか。その点は今日基
準法が完全に守られておるかどう
かという点を見てもわかるし、今の通
産省の答弁に至つてはなつていない。
もつと法規を守らなければならぬ点
があるにもかかわらず、中小炭鉱に至
るまで法規が完全に守られておるか
という点、守られていないのです。そ
ういふ無理なことをやつておる。その上にな

おまたこういふことをやりますと、む
しろ悪い結果を来すといふのであるか
ら、そこまでやることはいいかどうか
という点は、もつと慎重に扱つてい
たい。半年か一年早く十六歳の子供を坑
内に入れなければならぬといふほどせ
つば詰まつた問題ではなくて、もつと
幅を持つて十分検討してやるべきだ。
それからもつと炭鉱の設備その他の問
題等も完全に近いような内容にしてか
らそういう方法をするとか、そういう
ことを研究するようにしてもいいと私
は考へます。

○森井政府委員 先ほど御質問のこ
ろにございましたが、現行の労働時間
の延長のことでございしますが、女子
の時間延長を認め
ております場合は、非常災害の場
合、腐敗しやすいものの急速な処理を
要する場合、たなほ、決算、清
算、賃金の支拂い等の事務の場合、あ
るいは異常に業務の繁忙の場合等非常
に広くその例の場合を認めておるの
でございますが、今回の改正におき
ましては、その中の決算事務だけに限
定をいたしましたのでございします。この問
題につきましても、労働公三者完全に
意見の一致した点でございまして、
われわれとしましては、その答申を尊
重いたしましてこの改正案をつくつた
わけでございます。決算と申します
ものは、御承知のように大抵年に一回
か二回行われる性質のものでござい
ます。その年に一回あるいは二回しか行
われぬ決算事務のために、平素職員
を雇つておきますることは、費用の負
担を増加させることで適當でござい
ませんし、あるいは臨時に職員を雇いま
しても、日ごろの事務に習熟してあり

ませんければ、その能率も上らないわ
けでございます。従ひましてこうい
う特殊のごく例外的な場合におきま
して、現行法の二週間に三日、すなわち
一日で計算しますと、一週に三日間
だけ延長し得る制限を二週にして、そ
れが六日間だけ延長し得る。大体六日
間引続き毎日二時間ずつの時間延長を
いたしますと、この程度の事務の処
理はできるだろうといふふうな見地か
ら、この例外措置が認められたので
ございします。それ以外にこの條文の適用
範囲を広げることはできないのでござ
いしますし、またする意思もないわけ
でございます。

次に深夜業の問題でございますが、
現在の労働時間法におきましては、
非公共的業務につきましては、女
子の深夜業につきまして何らの制限が
ないのでございします。公共的業務につ
きましては、労働時間法で深夜業の
禁止をいたしております。しかしなが
ら航空業は、その適用の範囲内にな
いのでございします。従ひましてたと
えばエア・ガール、これはその業務の性質
上、必ず午後十時過ぎにも業務に従事
しなければならぬ実態があるわけで
ございまして、これはまた世界の各国
におきましても、現在行われておる
ところでございます。こういうもの、あ
るいは女子の寄宿舎の寮母、これもや
はり十時過ぎに業務に従事しなければ
ならぬ場合もありましようし、また寄
宿舎のまかない婦、これも交代制でや
つております場合は、夜食等の関係
で、十時過ぎには仕事につかなければ
ならぬ場合もあらうと思ひます。これ
らのごく例外的な場合において認めよ
うという趣旨でございしますし、しかも

これを認めるにあたりまして、中央
労働基準審議会の議を経て、命令で定
めるものに限定されるのであります。
中央労働基準審議会の意見を聞くので
はなく、議決を経なければ命令で指
定できないことになつております。御
承知のようにこの中央労働基準審議会
は、労働者の代表も出て来られて審議
に参画されるわけでありまして、こ
の範囲につきまして、その非常識な決
定はなされるものではないとわれわれ
は考へます。

○前田(種)委員 今局長はさうい
うことを言われましたが、現実に大阪の
町筋の大商店を見ても、女子が相当
おそくまで夜業をやつておるのです。
これは一々許可を受けてやつておるか
どうかという点もはなはだ怪しいもの
と思つております。大方のこうした大
な商店街では、脱法行為をやつてお
る。現実に見ておるのです。これを嚴
重に取締つておらぬ。そういう現行法
ですら十分な取締りができていない
のに、こういうことになつて、な
おさらさういふ脱法行為に拍車をかけ
る結果になることを私はおそれる。現
行法が完全に守られておつて、そうし
てこつと必要なるものの最小限度を許
されるということならば、もつと慎重
に扱つて、これに対して十分配慮する
といふだけの余裕を持ちたいと思ひ
ます。女子に時間外労働をさせる場
合において、全国には相当多数の脱法
行為が行われてゐる。いふこの現実
を、一体局長はどう見ておられるか。
さういふ事実はありませんとおつしや
るのなら別ですが、現実に相当多くあ
ると私は見ております。この点につ
いては、答弁があればしてもらつても

つこうですが、なければ私も聞きません。そういう事実のあることをはつきり認識して、全国の各局に命じて嚴重に脱法行為の取締りをやつていただきたいということを付言して、私の質問を終わります。

○島田委員長 この際お諮りいたします。委員天野公義君が、今十六日一旦委員を辞任いたしましたので、ただいま港湾労働に関する小委員会におきまして、小委員が一名欠員となつております。この際小委員の補欠選任を行わねばなりません。これは前例により、委員長より御指名いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島田委員長 御異議なしと認め、天野公義君を小委員に御指名いたします。

なお天野君は、港湾労働に関する小委員長でもありましたので、小委員長も欠員となつております。小委員長の選任につきましても、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島田委員長 御異議なしと認め、天野公義君を再び港湾労働に関する小委員長に御指名いたします。

次に珪肺病対策小委員の青野武一君も、去る七日一旦委員を辞任されておりますので、珪肺病対策小委員も一名欠員となつております。この際小委員の補欠選任を行わねばなりません。これも前例により、委員長より御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島田委員長 御異議なしと認め、青野武一君を小委員に御指名いたします。

次会は明十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所